

建設環境委員会

令和7年4月10日

庶務報告

[環境部]

- (1) かつしかエコ助成金の拡充について (環境課長)
- (2) 全国みどりと花のフェアかつしかについて
(みどりと花のフェア担当課長)
- (3) 葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次)の改定について
(リサイクル清掃課長)

[都市整備部]

- (1) 令和7年度葛飾区合同水防訓練の実施について (調整課長)
- (2) 小菅一丁目地区の街づくりについて (街づくり推進担当課長)
- (3) 葛飾あらかわ水辺公園再整備事業の進捗について (公園課長)

庶務報告No. 1
環 境 部
令和7年4月10日

かつしかエコ助成金の拡充について

環境課

1 概要

区は、令和4年3月に第3次葛飾区環境基本計画を策定し、2030年度までに温室効果ガスの排出量を50%削減（2013年度比）、2050年度までに実質ゼロにする目標を定め、取組を進めている。

この取組を加速させるため、省エネや再生可能エネルギー利用促進に配慮した設備等の普及促進を目的とする「かつしかエコ助成金」の拡充を行う。

2 拡充の内容

(1) 高断熱住宅〔個〕

〔個〕：個人住宅向け
〔集〕：集合住宅向け
〔事〕：事業所向け

① 概要

近年、住宅の断熱性能に係る上位等級が新設されるなど、建築物の省エネルギー化が進展している。そこで、新築住宅の更なる環境性能向上を促進するため、より基準の高い断熱等性能等級^{※1}7を助成メニューとして新設する。

② 助成額

断熱等性能等級5：30万円／戸

断熱等性能等級6：60万円／戸

断熱等性能等級7：80万円／戸

ZEH^{※2}の場合：20万円を加算

※1 国土交通省によって定められた「住宅性能表示制度」において建物の断熱性能及び省エネ性能をランク付けするもの

※2 住まいの断熱性能や省エネ性能を向上し、さらに太陽光発電などで生活に必要なエネルギーをつくり出すことにより年間の一次消費エネルギー（石炭・太陽熱など加工されない状態で供給されるエネルギー）をおおむねゼロにする住宅

(2) 高反射率塗装 [個] [集] [事]

① 概要

既存住宅の更なる環境性能向上に向けて、助成要件となる日射反射率^{※3}の引上げを行う。また、申請に当たって区民の大きな負担となっていた塗装面積の算出や図面の作成を、令和7年度から一律助成とすることで申請書類の作成に要する手間を省き、区民の利便性向上を図る。

② 助成額

	現行	改正後
助成対象	日射反射率50%以上	日射反射率65%以上
助成額	助成対象経費の1/4又は 施工面積（㎡）×1,000円の いずれか小さい額 (限度額: 20万円)	屋根等又は壁： 一律5万円／戸 屋根等及び壁： 一律10万円／戸

※ 集合住宅向け、事業所向けの助成額は変更なし

(3) 電気自動車等 [個] [事]

① 概要

国は自動車分野のGX実現を推進するため、充電インフラ整備に積極的なメーカーの電気自動車等にインセンティブを付与している。そこで、区においても国の補助制度に上乗せして助成するとともに、助成限度額の引上げを行う。

② 助成額

	現行	改正後
助成額	一律25万円／1台 ※超小型モビリティ・ミニカーは 一律5万円／1台、側車付二輪・原 動機付自転車は一律2万円／1台と する。	国が実施する補助事業に おける補助額の1/4 (限度額: 30万円)

※3 太陽光に含まれる近赤外領域の光を反射することができる割合を示すもの。日射反射率が高いほど太陽の熱をより反射させることができるため、遮熱効果や省エネ効果が高いとされる。

(4) 空調設備機器改修 [事]

① 概要

空調設備機器の切替えは、設備の故障等を契機に行う場合が多い傾向にある。
そのため、助成金申請を行う時期を工事前から工事後へ見直すことによって、
事業者の利便性向上を図る。

② 申請方法

現行	改正後
事前申請 (工事前)	事後申請 (工事後)

3 実施時期

令和7年4月

令和7年度 かつしかエコ助成金のご案内

再生可能エネルギーの利用促進や省エネ・節電対策として、太陽光発電システムや省エネに配慮した設備等を導入する際、その費用の一部を助成します。

1 申込受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

2 助成対象者

個人住宅	集合住宅※	事業所
区内の自ら居住する又は居住予定の住宅に新たに対象機器を導入する個人の方が対象	区内の集合住宅の共用部分に対象機器を導入する管理組合・個人事業者・法人等が対象	区内の事務所・事業所等に対象機器を導入する個人事業者・法人等が対象

※ 「集合住宅」の定義：一棟の建物のうち、独立して住居としての用に供することのできる部分が3戸以上のもの

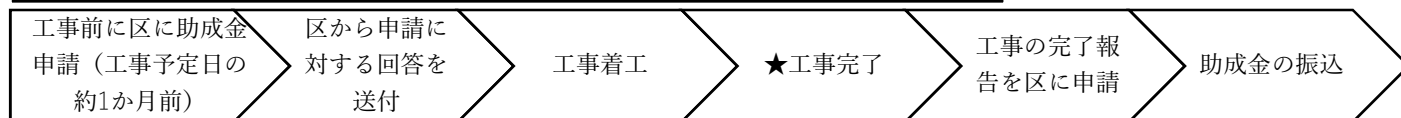
3 対象機器と助成額（事前申請[工事前又は対象機器導入前に申請が必要なもの]）

対象機器		個人住宅		集合住宅	事業所
太陽光発電システム	助成額	8万円／kW			
	限度額	40万円 ※蓄電池併設の場合：5万円加算			80万円
エネファーム	助成額	一律5万円	—		—
蓄電池	助成額	助成対象経費の1/4			
	限度額	20万円 ※太陽光発電システム併設の場合：5万円加算	100万円（10kWh未満の場合：20万円）		
V2H	助成額	本体価格の1/3			
	限度額	15万円	20万円		15万円
HEMS	助成額	一律2万円	—		—
宅配ボックス	助成額	助成対象経費の1/2 （IoT対応：助成対象経費の2/3）			
	限度額	5万円 （IoT対応：15万円）	15万円 （IoT対応：25万円）	5万円 （IoT対応：15万円）	
高反射率塗装	助成額	屋根等又は壁の場合； 5万円	助成対象経費の1/4又は施工面積（㎡）×1,000円のいずれか小さい額		
	限度額	屋根等及び壁の場合； 10万円	100万円		40万円
断熱改修	助成額	助成対象経費の1/4			
	限度額	20万円	100万円		40万円
LED照明機器	助成額	—	助成対象経費の1/2		
	限度額		50万円		
換気設備機器	助成額	—	—	助成対象経費の1/4	
	限度額			100万円	
省エネ型小規模燃焼機器	助成額	—	—	助成対象経費の1/4	
	限度額			100万円	

4 対象機器と助成額（事後申請[工事後又は対象機器導入後に申請が必要なもの]）

対象機器		個人住宅	集合住宅	事業所
電気自動車等	助成額	CEV 補助金の交付額の 1/4		
	限度額	30 万円		
充電設備 (普通・急速)	助成額	—	CEV 補助金の交付額の 1/4	
	限度額		30 万円	
空調設備 機器改修	助成額	—	—	助成対象経費の 1 / 4
	限度額			100 万円
高断熱住宅	助成額	断熱等性能等級 5 の場合：30 万円 断熱等性能等級 6 の場合：60 万円 断熱等性能等級 7 以上 の場合：80 万円 ※ZEH の場合：20 万円加算	—	—
温室効果ガス 排出量算定・ 削減クラウド サービス	助成額	—	—	1 年分の利用料の 1 / 2
	限度額			15 万円

5 助成金交付の流れ ※ 事前申請が必要な対象機器を導入する場合



★ 「事後申請」が必要な対象機器を導入する場合は、工事完了後に申請ください。

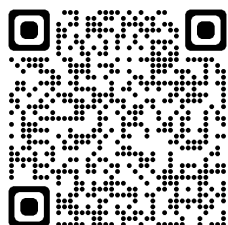
6 申請方法

環境課窓口（410 番）に持参もしくは下記問い合わせ宛に郵送

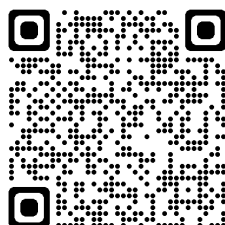
※対象機器ごとに要件があります。詳細は下記 QR コードから HP にて確認ください。

詳細 HP「葛飾区公式サイト（かつしかエコ助成金）」

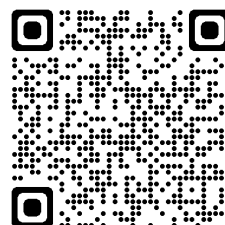
個人住宅



集合住宅



事業所



7 問い合わせ先

葛飾区環境部環境課環境計画係（区役所 4 階 410 番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石 5 丁目 13 番 1 号

電話：03-5654-8228



庶務報告No. 2
環 境 部
令和7年4月10日

全国みどりと花のフェアかつしかについて

みどりと花のフェア担当課

1 概要

「全国みどりと花のフェアかつしか」については、支出経費の精査や実行委員会の立ち上げについて準備を進めているところであり、その進捗状況を報告するもの

2 フェア実施にかかる事業経費（予定）

本フェアやそれに伴う環境の整備等にかかる費用について、全体の事業経費としてまとめており、内訳は別紙1のとおり。

3 収支見込について（予定）

本フェアの費用については令和7年度当初予算に計上したところであるが、経費のうち区が支出するもの、実行委員会で支出するものについて、契約内容の性質に応じて整理した。

（1）収入（調整中含む）

国・東京都	1 億円	国交省・環境省など
民間協賛・寄付など	1.5 億円	物品協賛など含む
テナント・販売収入など	0.5 億円	公式グッズ販売含む
葛飾区	10.8 億円	
合 計	13.8 億円	

※ 資金協賛については、基本的には支出の抑制に充てるものとする。

※ 協賛については、実行委員会設立以降に準備が整い次第、順次受入れを開始する。

(2) 支出

・会場設営委託（花装飾除く）	0.7 億円
・行催事管理運営委託	1.3 億円
・広報関係業務委託	1.0 億円
・整備にかかる経費	1.7 億円
・花装飾業務委託	4.9 億円
・フェア事業推進業務補助委託	1.5 億円
・プレイベント・アンバサダー関係委託	0.7 億円
・警備業務委託	1.4 億円
・交通輸送計画等業務委託など	0.6 億円
合 計	13.8 億円

(3) 契約主体

区	・会場設営委託（花装飾除く） 0.7 億円 ・行催事管理運営委託 1.3 億円 ・広報関係業務委託 1.0 億円 ・整備にかかる経費 1.7 億円 ・花装飾業務委託 4.9 億円	9.6 億円
実行委員会	・フェア事業推進業務補助委託 1.5 億円 ・プレイベント・アンバサダー関係委託 0.7 億円 ・警備業務委託 1.4 億円 ・交通輸送計画等業務委託など 0.6 億円	4.2 億円
合計		13.8 億円

(4) 支出科目の見直し

上記の経費負担の整理に伴い、令和7年度当初予算に計上している全国みどりと花のフェアかつしか事業経費について、支出科目の見直しを行う。

5 実行委員会

(1) 実行委員会の役割

ア 会則の主な内容

(実行委員会会則 (案) 一部抜粋)

章条項	内容
第5条 (所掌事項)	実行委員会の所掌事項について定める。 ・フェアの企画・運営に関すること ・フェアの予算、決算、契約の締結に関すること ・関係団体との連絡調整に関すること ・その他フェア開催に必要な事項
第6条 (組織)	実行委員会の組織構成、委員の種別等について定める。
第13条 (報酬)	役員、委員、顧問及びアドバイザーの報酬は、無報酬とする。ただし、委員長が認める特別な理由があるときは、別に定める基準に基づき支払う。
第16条 (議決事項)	実行委員会が総会において、議決する事項について定める。 ・会則や各種規準の制定及び改廃に関すること ・事業計画及び事業報告に関すること ・予算及び決算、重要な契約の締結に関すること ・専門委員会に付託及び委任する事項に関すること ・その他、実行委員会の運営に関する重要な事項に関すること
第20条 (専門委員会)	実行委員会の円滑な運営を図るため、専門委員会を置くことができる。 ・専門委員会は、実行委員会から付託又は委任された専門的事項について、調査・審議し、その結果を実行委員会に報告する。
第21条 (委員長の専決処分)	委員長は、総会を招集するいとまがないとき、総会の議決事項について専決処分することができる。なお、専決処分したときは、次の総会において報告し、承認を得なければならない。

イ 適正な契約を行うための仕組み

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会 契約事務・会計処理・文書取扱規準（案）の別表より、100万円以上の契約については、事前に実行委員会の承認が必要としている。また、第26条では、30万円以上の契約にかかる見積書については、2社以上徴取することとしている。

（契約事務・会計処理・文書取扱規準（案）別表一部抜粋）

事 項	科目等	決裁区分		
		実行委員長	事務局長	事務局次長
3 支出負担行為に関すること。	報償費	—	—	○
	消耗品費	100万円以上	50万円以上 100万円未満	50万円未満
	備品購入費			
	印刷製本費			
	保険料			
	食糧費			
	通信運搬費			
	委託料			
	手数料			
	一般役務費			
	使用料・賃借料			
	光熱水費	100万円以上	30万円以上 100万円未満	30万円未満
	租税公課費			
	修繕料			
	工事請負費			
	手元現金 資金前渡	—	—	○
	負担金、補助 金・助成金	100万円以上	30万円以上 100万円未満	30万円未満
	区返還金	○	—	—

(2) 実行委員会会則（案）等

実行委員会では以下の会則等を定める。

- ・会則（案）【別紙2のとおり】
- ・契約事務・会計処理・文書取扱規準（案）【別紙3のとおり】
- ・報償金支給規程（会則第13条（報酬）の規定に基づき別に定める）

6 フェアの効果・レガシー

本フェアの実施計画の中で示す予定

7 今後のスケジュール

令和7年4月	実行委員会設置
令和7年6月8日	プレイベント実施 アンバサダー就任
令和7年6月	建設環境委員会で実施計画を報告

フェア実施にかかる事業経費

	フェア運営にかかる経費		整備にかかる経費		合計	全国「みどりの愛護」のつどい		間接的な経費		合計
令和 6 年度								基本計画・実施計画策定	1.5億円	1.5億円
令和 7 年度	花装飾	3.7億円	公園整備	1億円	8.4億円	実行委員会負担金（企画経費）	0.03億円	会場周辺の道路修繕・植栽整備	1.1億円	2.73億円
	イベント経費など	3億円	フラワーメリーゴーランド購入	0.7億円				サテライト会場等の施設更新等	1.6億円	
令和 8 年度	花装飾	1.2億円			5.4億円	実行委員会負担金（企画・実施経費）	0.5億円			0.5億円
	イベント経費など	4.2億円								
合 計	12.1億円		1.7億円		13.8億円	0.53億円		4.2億円		4.73億円

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会会則（案）

令和 7 年〇月〇日
実行委員会決定

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（趣旨）

第 2 条 この会則は、令和 8 年度に葛飾区において、みどりと花で人と人がつながり様々な課題を解決する、葛飾区ならではの新しいまちづくりの形を未来につなげていくことを目指して開催される全国みどりと花のフェアかつしか（以下「フェア」という。）の実行委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所在地）

第 3 条 実行委員会は、東京都葛飾区立石 5－13－1 に置く。

（設立年月日）

第 4 条 実行委員会の設立年月日は、令和〇年〇月〇日とする。

（所掌事項）

第 5 条 実行委員会は、次の事項について審議・決定するものとする。

- (1) フェアの全般的な企画、準備、開催及び運営に関すること。
- (2) フェアの予算及び決算の承認、契約の締結に関すること。
- (3) 警察署、消防署その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他フェアの開催に必要な事項

第 2 章 組織等

（組織）

第 6 条 実行委員会は委員長、副委員長、監事及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

- (1) 経済・観光団体、造園・緑化団体、花き・園芸団体等の団体の代表者又は役職者（以下「代表者等」という。）
- (2) 関係行政機関の代表者等
- (3) その他フェア開催に関係のある者

3 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる委員は、その職をもって委嘱する。

4 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる委員がその職を離れたときには、その後任者が委員を務めるものとする。

（役員）

第 7 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 4 名
- (3) 監 事 1 名

- 2 委員長は葛飾区長をもって充てる。
- 3 副委員長は葛飾区副区長、葛飾区教育長及び葛飾区環境審議会会長をもって充てる。
- 4 監事は公認会計士をもって充てる。

(委員の役割)

第8条 委員は、フェアの広報及びフェアの趣旨の啓発に取り組み、所属する団体がフェアに協力するように努める。

(役員及び委員の職務)

第9条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき等は、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。
- 4 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

(顧問)

第10条 委員長は、実行委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 実行委員会は、実行委員会の所掌事項について、顧問に意見を求めることができる。

(アドバイザー)

第11条 委員長は、フェアの実施にあたって、専門的な観点から助言を求めるため、実行委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、委員長が委嘱する。

(任期)

第12条 役員、委員、顧問及びアドバイザーの任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、委員長が認める特別な理由があるときはこの限りではない。

(報酬)

第13条 役員、委員、顧問及びアドバイザーの報酬は、無報酬とする。ただし、委員長が認める特別な理由があるときは、別に定める基準に基づき報酬を支払うことができる。

第3章 総会

(会議)

第14条 実行委員会の会議は総会とする。

(構成)

第15条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

(議決事項)

第16条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議・決定する。

- (1) 会則や各種規準の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算、重要な契約の締結に関すること。

- (4) 専門委員会に付託及び委任する事項に関すること。
- (5) その他、実行委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

(招集及び開催)

第17条 総会は、委員長が招集し、開催する。

(議長)

第18条 総会の議長は、委員長又は委員長が指名した者が務める。

(運営及び議決)

第19条 総会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立とする。ただし、欠席する委員等からあらかじめ委員長あてに、その権限を議長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員等の数に加えることができる。

2 委員等が出席できないときは、その団体に所属するものを代理として総会に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。

3 総会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し、出席委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって、総会の決議を行うことができる。

5 委員長が必要と認める場合は、総会に委員等以外の関係者の出席をもとめ、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第20条 実行委員会の円滑な運営を図るために、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、実行委員会の委員の中から委員長が委嘱する。

3 委員長は、必要と認める場合は、実行委員の委員以外の学識経験者等又は出展展示、行催事、会場運営、広報宣伝、調達、交通輸送、協働推進、飲食・物販その他フェア開催に必要な各分野に関係する団体の代表者を専門委員会の委員に委嘱することができる。

3 専門委員会は、実行委員会から付託又は委任された専門的事項について、調査・審議し、その結果を実行委員会に報告する。

4 その他、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第4章 委員長の専決処分

(委員長の専決処分)

第21条 委員長は、総会を招集するいとまがない場合は、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 実行委員会の事務を処理するため、葛飾区環境部環境課に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

- 3 事務局長は、葛飾区環境部長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、葛飾区環境部みどりと花のフェア担当課長をもって充てる。
- 5 その他、事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第6章 財務会計

(経費)

- 第23条 実行委員会の経費は、葛飾区の負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 葛飾区の負担金の額は、葛飾区の予算の範囲内とする。
 - 3 実行委員会の会計及び契約に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(予算及び決算)

- 第24条 実行委員会の収支予算は実行委員会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第25条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
ただし、実行委員会の設立年度の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、実行委員会設立の日の属する年度の3月31日をもって終わる。
- 2 実行委員会解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(資産の管理)

- 第26条 実行委員会の資産の管理は、委員長がこれを行う。
- 2 実行委員会の資産の管理に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第27条 実行委員会は、フェアの開催後、総会の決議を経て解散する。
- 2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)

- 第28条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の決議を経て処理する。

第8章 補則

(補則)

- 第29条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この会則は、令和7年〇月〇日から施行する。

第1章 目的

（目的）

第1条 全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下「実行委員会」という。）の契約事務、会計事務及び文書取扱の確実性や透明性等を確保するために、この規準を定める。

第2章 事務の専決

（専決）

第2条 事務局の事務は、別表に掲げる事項について、当該各号に定める者が専決処分することができる。

2 事務局長が必要と認める場合には、新たな事項を設けることができる。

第3章 文書の取扱い

（文書の記号）

第3条 施行する文書に付する記号は、「みどり花委」とし、番号は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

第4章 総則

（会計年度）

第4条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（出納責任者）

第5条 出納責任者は、第2条の規定に基づき、当該各号に定める者が務める。

（書類の保存・処分）

第6条 実行委員会が作成した書類の保存期間は次の各号に掲げるとおりとし、葛飾区環境部環境課で保存するものとする。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 予算及び決算書類 | 7年 |
| (2) 会計伝票 | 7年 |
| (3) 証票書類 | 7年 |

第5章 科目及び保存書類の種類

（科目の設定）

第7条 全国みどりと花のフェアかつしか会計及び繰越金、収入及び支出の状況を的確に把握するために、必要な科目等を別表のとおり設ける。

2 事務局長が必要と認める場合には、新たな科目等を設けることができる。

(会計伝票及び証票書類)

第8条 会計伝票及び証票書類の種類は次のとおりとする。

- (1) 会計伝票（別途事務局が定めることとする。）
- (2) 証票書類（預金通帳、契約書、完了報告書、請書、請求書、領収書、納品書等）

第6章 財務

(予算の編成)

第9条 予算を編成しようとするときは、収支予算書を作成し、実行委員会の承認を得て定める。

(予算の流用)

第10条 予算の流用は、予算執行上やむを得ない理由があるときに限り、必要最小限の範囲において行うことができる。

(予算の補正)

第11条 予算の補正を必要とするときは、補正予算を編成して実行委員会に提出し、その承認を得なければならない。ただし、実行委員会を開く時間のない時には、委員長専決を認めるが、後に実行委員会に報告しなければならない。

(支出負担行為)

第12条 実行委員会の支出の原因となる契約その他の行為を行う場合は、支出何に必要な関係書類を添付し、第2条の規定に基づき決裁を受け、支出負担行為を行わなければならない。

(支出)

第13条 支出は、第29条の規定に基づく検査を行った上で、事務局の職員が会計伝票又は証票書類により、事務局の回議を経て、第2条の規定に基づき専決して行う。

(支出方法)

第14条 金銭の支払方法は、銀行振込み、口座引落とし又は現金払いとする。

(支払期日)

第15条 金銭の支払は、請求日から30日以内とする。ただし、支払期限のあるものについてはこの限りでない。

(前金払)

第16条 契約金額が100万円以上（契約を変更した場合において変更後の契約金額が100万円以上になった場合を含む。）で工期が50日間以上（契約を変更した場合において変更後の工期が50日間以上になった場合を含む。）にわたる次のいずれかに該当する契約は、契約書の定めるところにより前金払いを行うことができる。

- (1) 工事に係る請負又は委託の契約
- (2) 設計、施工監理又は植物調達に係る委託の契約

(資金前渡)

第 17 条 次の各号に掲げる経費については、資金を前渡することができる。

- (1) 印紙及び証紙の購入経費並びに郵便料、保険料等の経費
- (2) 会議その他講演会等の出席負担金及びこれらの開催場所において直接支払を必要とする経費
- (3) 交際費及び食糧費
- (4) 表彰金、奨励金、謝礼金、費用弁償その他これに類する経費
- (5) 即時支払をしなければ調達困難な物資の購入、加工又は修繕の経費
- (6) 前各号のほか、資金前渡をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと事務局長が認めた経費

(手元現金)

第 18 条 出納責任者は、即時支払いをしなければ調達不能又は調達困難な物件の購入費等として手元現金をおくことができる。ただし、金額は 30 万円以内とする。

(精算)

第 19 条 資金前渡及び手元現金を受けた職員は、支払い後又は業務完了後速やかに精算書を作成し、領収書又はこれに替るべき証拠書類を添えて精算しなければならない。

(財産)

第 20 条 実行委員会の財産区分は、次のとおりとする。

- (1) 金銭 現金、預金
 - (2) 物品 備品
 - (3) その他
- 2 備品は、機械器具等その性質、形状を変えることなく比較的長期にわたり、反復使用に耐える取得価格 10 万円以上の物品をいう。

(金銭の保管及び管理)

第 21 条 実行委員会の金銭は、最も確実な方法で保管しなければならない。

- 2 金銭は、出納の都度、所定の帳簿に記載してこれを管理しなければならない。

(物品の管理)

第 22 条 物品は、出納の都度、所定の帳簿に記載してこれを管理しなければならない。

(物品の処分)

第 23 条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合又は使用目的が終了した場合は、不用を決定し、廃棄、売却又は譲渡のいずれかの方法により処分することができる。

- 2 前項の不要の決定にあたっては、必要事項を記載した伺書により、事務局次長の決裁を受けなければならない。

第7章 契約

(契約の方法)

第24条 契約の方法は、見積競争又はプロポーザル方式による契約を原則とする。ただし、予定金額が次の各号に掲げる場合には、少額随意契約とすることができる。

- (1) 実行委員会の財産を貸し付ける貸付契約・・・30万円未満
- (2) 物品のレンタルやリース、バスの借上げ、不動産賃借等の借入契約・・・40万円未満
- (3) その他契約（貸付契約及び借入契約以外の契約）・・・50万円未満

2 前項各号に掲げる金額を超える場合においても、契約の目的・性質によって、契約の相手方を特定せざるを得ない場合は、特命随意契約とすることができる。

3 プロポーザル方式による契約については第30条に基づき、実施する。

(契約相手方の要件等)

第25条 契約を締結できる相手方は、次に掲げる資格要件等を満たすものとする。

- (1) 葛飾区における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年3月31日20葛総契第339号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留）又は規則に基づく出入禁止期間中でないこと。
- (4) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) その他プロポーザル方式の場合には、提案書提出者に要求される資格を有していること。
- (6) 全ての税について滞納がないこと。

2 ただし、対象業務において葛飾区における競争入札参加資格を有する者がいない場合、極端に少ない場合において広く契約相手方を求めるとき又は契約の目的・性質上、入札参加資格者に限定することが事業実施に支障を及ぼすと、第2条に定める専決者が認める場合には、前項の規定を適用せずに契約を締結することができる。

(見積書の徴取)

第26条 契約にかかる見積書を徴取する会社の数は、次のとおりとする。

- (1) 30万円未満・・・1社以上
- (2) 30万円以上・・・2社以上

(見積書徴取の省略)

第27条 次の各号いずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められているものを購入するとき。
- (3) 前各号のほか、実行委員長が見積書の必要がないと認める相当な事由があるとき。

(契約書の作成)

第28条 契約を締結しようとするときは、件名、契約金額、履行期限及び契約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(検査)

第 29 条 契約の適正な履行を確認するため、必要な検査をしなければならない。

- 2 前項の検査を行うために、検査員を置き、検査員は事務局の係長の職にあるものを充てる。
- 3 検査員が検査を行う場合には、事務局の職員が立合う。

(プロポーザル方式による契約)

第 30 条 プロポーザル方式による契約は、「高度な技術と企画・開発力を必要とする催事企画、支援業務」又はプロポーザル方式により実施することが適当であると実行委員長が認める業務とする。

- 2 業者選定における募集要件や選定方法などについては、業務内容を踏まえ、案件ごとに別に定める。

第 10 章 決算

(決算の目的)

第 31 条 決算は、一定期間の会計記録を整理集計し、その収支の結果を予算と比較して、その趣旨状況及び会計年度末の財政状況を明らかにすることを目的とする。

(決算監査)

第 32 条 事務局次長は、全国みどりと花のフェアかつしかに係る全ての歳入・歳出処理の終了後、速やかに決算手続きに入り、会計に係る以下の報告書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 結果報告書
- (2) 会計報告書

第 11 章 繰越金

(繰越金)

第 33 条 各会計年度において決算上未支出金（余剰金を含む。）が生じたときは、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、解散の日の属する会計年度については、総会の議決を経て処理する。

第 12 章 補則

(補則)

第 34 条 実行委員会の契約事務・会計処理に付随する手続等は、葛飾区契約事務規則（昭和 39 年 3 月葛飾区規則第 7 号）及び葛飾区会計事務規則（昭和 39 年 3 月葛飾区規則第 6 号）を準用する。ただし、これにより難しい場合には、事務局次長が決する。

付則

この規準は、令和 年 月 日から適用する。

(別表) (第2条及び第7条関係)

事 項	科目等	決裁区分		
		実行委員長	事務局長	事務局次長
1 予算の流用に関すること。	全額	—	—	○
2 収入に関する こと。	負担金	○	—	—
	協賛金	—	—	○
	その他	—	—	○
3 支出負担行為 に関すること。	報償費	—	—	○
	消耗品費 備品購入費 印刷製本費 保険料 食糧費 通信運搬費 委託料 手数料 一般役務費 使用料・賃借料 光熱水費 租税公課費 修繕料 工事請負費	100 万円以上 ※契約には、事前 に実行委員会の 承認が必要	50 万円以上 100 万円未満	50 万円未満
	手元現金資金前渡	—	—	○
	負担金、補助金・ 助成金	100 万円以上	30 万円以上 100 万円未満	30 万円未満
	区返還金	○	—	—
4 支出命令に関する こと。	全額	—	—	○
5 手元現金の出 納に関すること。	全額	—	—	○
6 繰越金に関する こと。	全額	○	—	—
7 物品の不用決定並びに廃棄、売却又は譲渡に関する こと。	全て	—	—	○

庶務報告No. 3		
環	境	部
令和7年4月10日		

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）の改定について

リサイクル清掃課

1 概要

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区市町村において定めることが義務付けられている。

本区では、ごみの発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進する事業を、区民や事業者との協働により展開し、ごみの減量、資源の有効活用を促進することで環境への負担を少なくする「資源循環型地域社会」を構築するため「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」を令和3年4月に策定した。

本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、また、策定後5年経過時に見直しを図ることとしているため、令和7年度において見直しを実施する。

2 計画の進捗状況

資料1「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）の進捗状況」のとおり

3 改定の考え方

資料1のとおり、「区民一人一日当たりの家庭ごみ量」、「事業系ごみ年間総排出量」は目標値を大きく超えて減量が進んでおり、「資源回収率」についても、ほぼ目標値に近い数値に推移している。

一方、令和6年度に実施した最新のごみ性状調査によれば、適正排出率は、「燃やすごみ」79.5%、「燃やさないごみ」が79.3%、「プラスチック製容器包装」が80.5%であり、多くの資源がごみに混入している。

そこで、今回の改定では、令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や、令和6年8月に策定された第5次循環型社会形成推進基本計画後の国等の動向、これまでの取組状況の成果、区民や事業者のご意見などを踏まえた見直しを行った上で、ごみから資源化する品目の追加や、正しい排出方法の啓発を、これまで以上に進める必要がある。

4 改定時期

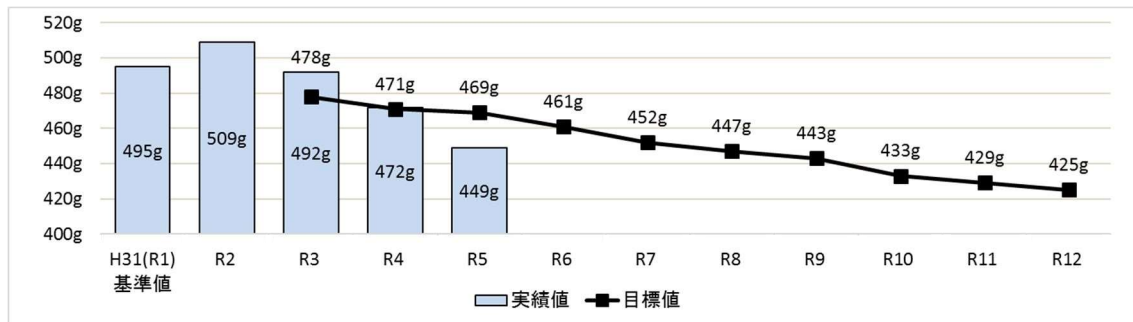
令和8年4月（予定）

5 改定スケジュール

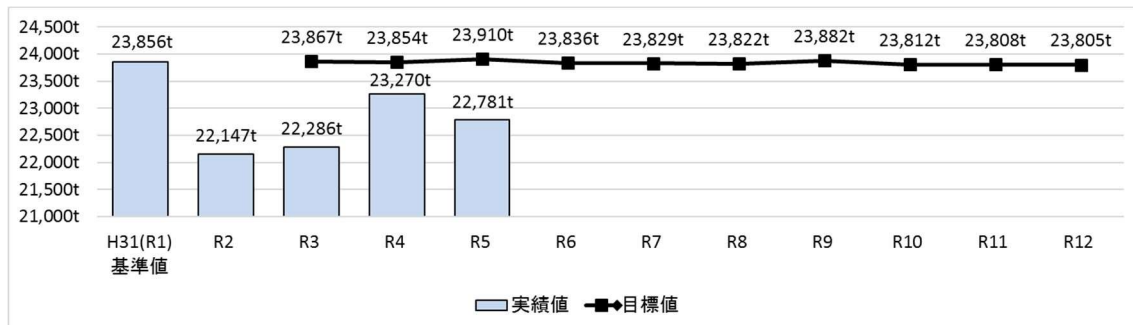
資料2「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）の改定の流れ」のとおり

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）の進捗状況

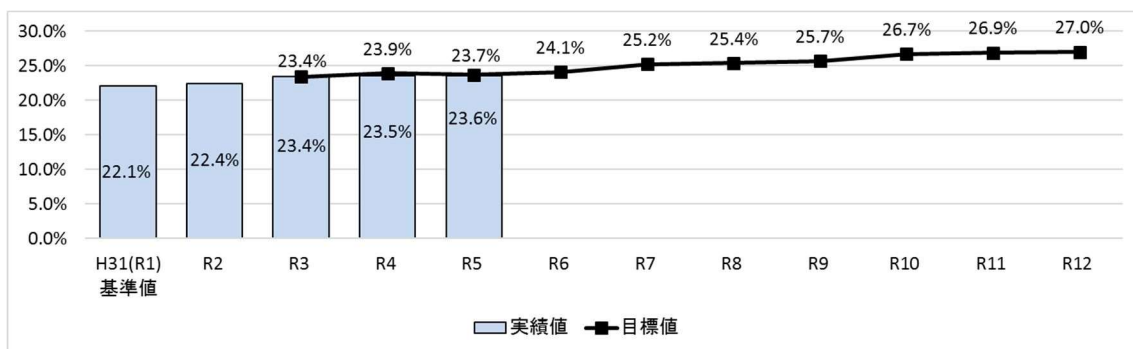
目標1 区民一人一日当たりの家庭ごみ量



目標2 事業系ごみ年間総排出量



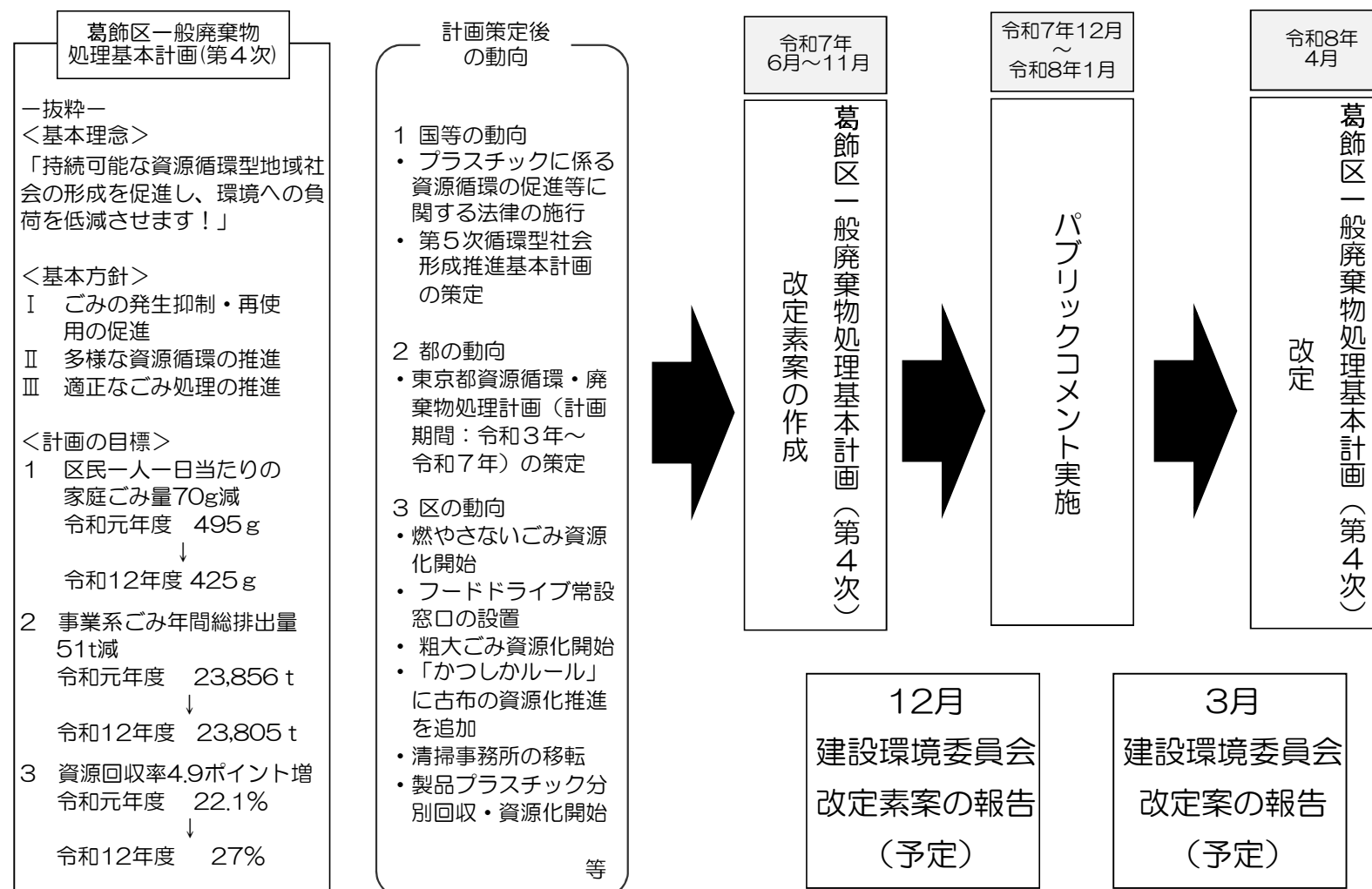
目標3 資源回収率



葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）では、「区民一人一日当たりの家庭ごみ量」、「事業系ごみ年間総排出量」、「資源回収率」の3つの目標値を設定している。令和5年度は、「区民一人一日当たりの家庭ごみ量」、「事業系ごみ年間総排出量」は、目標値を大きく超えて減量が進んでいる。「資源回収率」についても、ほぼ目標値に近い数値に推移している。

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）の改定の流れ

資料 2



庶務報告No. 1
都 市 整 備 部
令和7年4月10日

令和7年度葛飾区合同水防訓練の実施について

調整課

1 合同水防訓練計画（案）

- (1) 実施日時 令和7年5月31日（土）午前10時から正午まで（予定）
- (2) 実施場所 荒川左岸河川敷堀切水辺公園
（葛飾区堀切一丁目12番地先から7番地先）
- (3) 訓練内容 止水板設置訓練、大型水のう設置訓練、可搬式ポンプ稼働訓練他
- (4) 実施主体 葛飾区 東京消防庁本田消防署
- (5) 参加者 区職員、消防署、消防団、地元町会、下水道局等
- (6) その他 訓練の詳細については、4月下旬を目途にご案内いたします。
雨天決行ですが、荒天の場合は中止となることもあります。

令和6年度 訓練状況



止水板設置状況

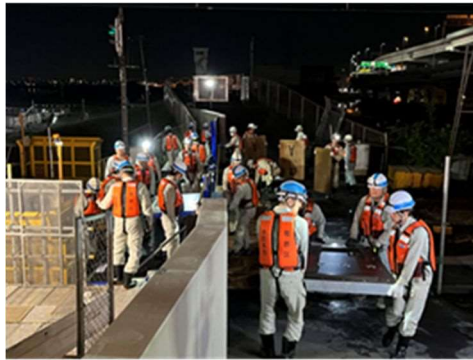


大型水のう設置状況

2 荒川橋梁堤防部夜間水防訓練計画（案）

- （1）実施日時 令和7年6月14日（土）午前1時から午前3時まで（予定）
- （2）実施場所 京成本線荒川橋梁部（葛飾区堀切四丁目地先）
- （3）訓練内容 止水板設置訓練、大型水のう設置訓練、可搬式ポンプ稼働訓練
- （4）参加者 区職員、荒川下流河川事務所、京成電鉄株式会社
- （5）その他 訓練の詳細については、5月中旬を目途にご案内いたします。

令和6年度 訓練状況



止水板設置状況



止水板・大型水のう設置完了

小菅一丁目地区の街づくりについて

街づくり推進担当課

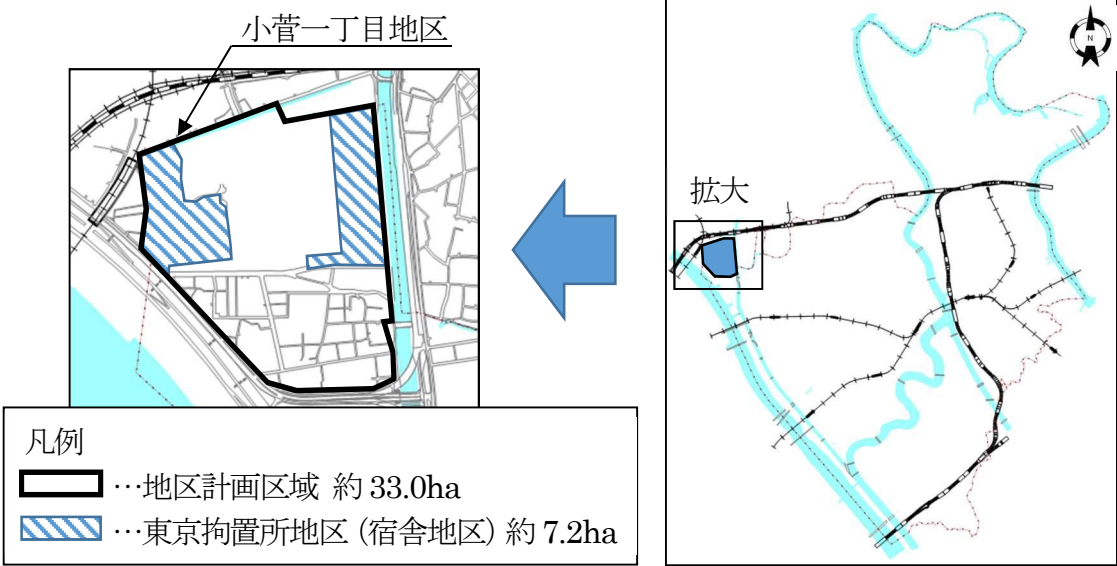
1 趣 旨

本地区では、平成 18 年に「小菅一丁目地区地区計画」を策定し、道路及び広場等を整備改善し、建築物等の用途や意匠などの規制誘導を図りながら、快適でにぎわいのある安全安心な市街地形成を目指してきた。

こうした中、関東財務局及び法務省（以下、「国」という。）により、本地区計画の土地利用方針地区である「東京拘置所地区」内の一部において、法務省宿舍の老朽化に伴い、PFI 事業の手法を採用した法務省宿舍及び合同宿舍小菅第2住宅（仮称）の建設計画が示されている。そこで、国として、都市計画法の運用指針等に基づき、地区内の街づくりに配慮していくため、令和6年度に地域住民との勉強会を3回開催し、その後、地区内の関係権利者を対象にした説明会を2回開催し、地域住民との合意形成を図ってきた。今般、こうした成果を踏まえ、地区計画の変更に向けた素案がとりまとめられ、区に提案されたことから報告するものである。

今後、区では、本提案を受け、都市計画の変更手続きを行う予定である。

・《位置図》



・素案の概要

	地区計画の変更の内容
土地利用計画の方針地区	【東京拘置所地区（宿舎地区）】
地区整備計画	○地区施設の配置及び規模 広場4号 面積約2,600㎡ 既設 広場5号 面積約2,700㎡ 既設 広場6号 面積約2,000㎡ 新設 ○壁面の位置の制限 ○建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- ・《別添資料1》 東京拘置所地区の土地の利用計画（まちづくり計画）に関する第1回説明会配布資料（抜粋版）
- ・《別添資料2》 東京拘置所地区の土地の利用計画（まちづくり計画）に関する第2回説明会配布資料

2 実績及び今後のスケジュール

令和6年8月から10月	勉強会開催（第1・2・3回）※
令和7年2月から3月	説明会開催（第1・2回）※
7月頃	地区計画（原案）説明会
	地区計画（原案）の公告・縦覧、意見書の提出
10月頃	都市計画審議会（報告）
11月頃	地区計画（案）の公告・縦覧、意見書の提出
令和8年2月頃	都市計画審議会（付議）
	都市計画決定告示

※は国の主催

東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する第1回説明会

資料1

1. 説明会の目的

現在、関東財務局と法務省では、東京拘置所地区内で老朽化した国家公務員宿舎の建替え・集約を計画しているところであり、皆様からのご意見も伺いながら、国家公務員宿舎の整備に関する国の方針について検討を進めています。

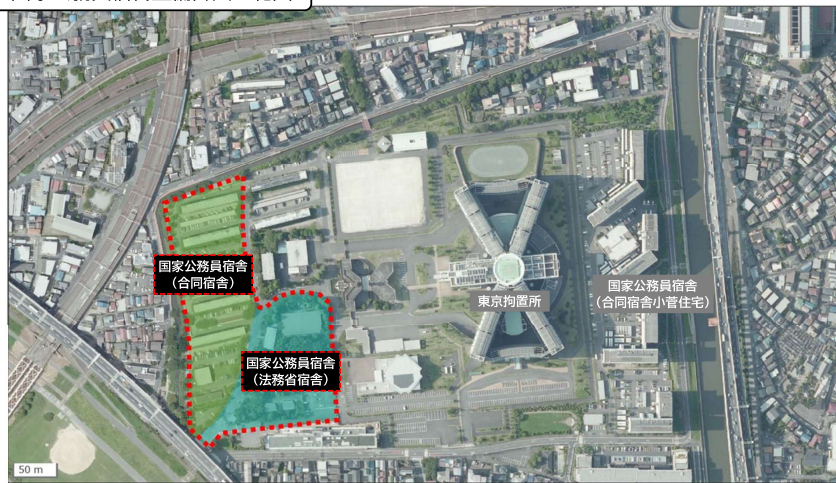
また、東京拘置所や国家公務員宿舎のある地域は、『小菅一丁目地区地区計画』の区域に含まれていますが、これまで建築物等の整備方針や、地区整備計画が定められていませんでした。

これらを踏まえ、勉強会というかたちで地域にお住まいの有志の皆様からご意見を伺いながら、土地の利用計画（まちづくり計画）について検討を進めてきたところです。

本説明会(第1回説明会)では小菅一丁目地区地区計画区域内の関係権利者(土地又は建物の所有者)の皆様からご意見を伺い、国家公務員宿舎の整備のあり方や葛飾区に提案する東京拘置所地区の地区整備計画の素案(案)について検討したいと考えております。

2. 対象範囲

国家公務員宿舎整備計画の範囲

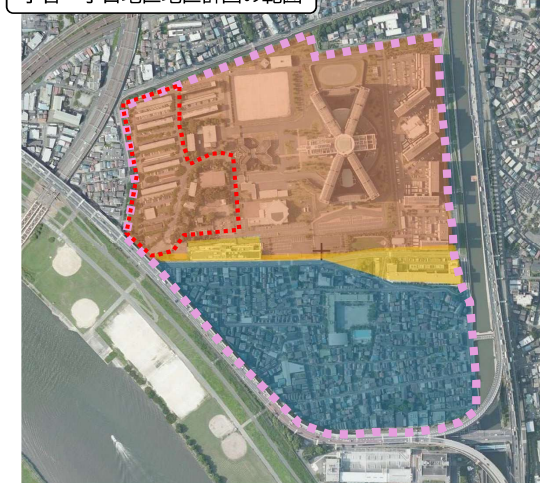


出典:国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp>)をもとに関東財務局作成

【凡例】

- 国家公務員宿舎(合同宿舎)建設予定地
- 国家公務員宿舎(法務省宿舎)建設予定地
- 国家公務員宿舎整備計画の範囲

小菅一丁目地区地区計画の範囲



出典:国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp>)をもとに関東財務局作成

【凡例】

- 小菅一丁目地区
- 国家公務員宿舎整備計画の範囲
- 東京拘置所地区
- まちづくり用地地区
- 一般住宅地地区

3. これまでの取り組み

東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)について、まちづくりのために留意すべき事項、地域に必要な機能(施設)などの意見交換を行うため、地域にお住まいの有志の皆様と勉強会を3回開催しました。

令和6年8月27日
(火) 18:00~
第1回勉強会

<主な内容> 国家公務員宿舎(法務省宿舎及び合同宿舎)の建設計画の概要/小菅一丁目地区地区計画について

<主なご意見> 国家公務員宿舎の整備に併せ、保育園、学童保育、診療所、商業施設の整備ができな
いか/稲荷門から新古川橋に抜ける通路等、構内
通路を開放してほしい/高層建築物の建設に伴う日
照・通風(強風)の影響を考慮してほしい/事業計画
地を明るく開放的な空間にしたい/東京拘置所
地区の歴史的資源・自然的資源を保全するとともに、
環境美化を向上させてほしい/次回の勉強会は分野
毎に意見交換を行ってほしい

令和6年9月25日
(水) 18:00~
第2回勉強会

<主な内容> 国家公務員宿舎の整備に関する国の
の方針及び地区整備計画の内容となるべき事項
について分野別に意見交換

<主なご意見> 附帯的事業は地域の課題等を踏
まえた適正な内容と規模の施設(例:保育園、学童
保育等)の整備を検討すべき/PFI 事業者には勉
強会での地域の声を具体的に計画をどのよう
に反映したかを地域住民に説明する場を設け
るよう、指導すべき/構内通路等整備は東京拘
置所の保安警備と近隣住民の交通利便性向上
を勘案すべき/国家公務員宿舎の整備は葛飾
区が打ち出している自然環境に対する方針と
の整合性を考慮すべき

令和6年10月30
日(水) 18:00~
第3回勉強会

<主な内容> これまでの勉強会等での
意見交換を基に、ご意見やご要望
に関する国の対応方針について意
見交換

<主なご意見> PFI 事業者には地
域の声を伝えるだけではなく、小菅
一丁目の実態を把握できる資料(児
童数等)を提供すべき/小菅住宅の
広場は地域に定着しているので
将来にわたって残すべき/勉強会の
概要をまとめ、地域に情報共有す
ることを検討してほしい。

【本日】
第1回説明会

東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する第1回説明会

資料2

4. 国家公務員宿舎(法務省宿舎及び合同宿舎)の整備について

- ・法務省宿舎（法務省省庁別宿舎）と合同宿舎（合同宿舎小菅第2住宅（仮称））の建設はPFI事業の手法を採用します。
- ・東京拘置所東側にある合同宿舎小菅住宅建設時と同様に、地域開放型の広場等の設置やPFI事業者による事業（収益事業等）を提案させるための敷地も確保する予定です。具体的な整備内容はPFI事業者の提案によりますが、国の想定している建物の要求は以下のとおりです。

《土地の利用計画(案)》

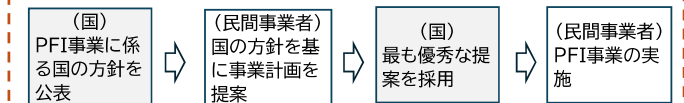
法務省省庁別宿舎 … 面積:約12,000㎡ / 建物(想定):11階建て(1棟) 約360戸 <駐車場:約290台>
 合同宿舎小菅第2 住宅(仮称) … 面積:約12,000㎡ / 建物(想定):14階建て(1棟) 約450戸 <駐車場:約120台>
 事業提案用地 … 面積:約 2,000㎡
 地区施設(広場6号) … 面積:約 2,000㎡
 その他、地域に開放する遊び場・広場等… 面積:約 1,800㎡

※上記建物、事業提案用地及びその他、地域に開放する遊び場・広場等の配置は、PFI事業に係る国の実施方針を参考にPFI事業者が提案するものです。
 PFI事業に係る国の方針(実施方針)は、地域の皆様のご意見・ご要望を踏まえて策定していきます。

PFI事業とは？

OPFI事業とは、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

OPFI事業を実施する際には、法律に基づき、国の方針(実施方針)を定めて公表し、民間事業者から方針に基づいた事業計画(整備内容)の提案を受けることになります。



5. 小菅一丁目地区地区計画について

決定年月日:平成18年4月5日(平成28年8月9日変更) / 位置:小菅一丁目地内 / 面積:約33.0ヘクタール

地区計画とは？

住民の皆様の身近な地区で、その地区の将来に向けてのまちづくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを進めていく制度です。

地域の歴史的資源を生かしたまちをつくることを基本に、まちづくり用地等を活用した道路、広場の都市基盤整備、散策路や親水空間の形成、及び地域住民の交流を促す施設の立地誘導と、建築物等の用途や形態の規制により、地区全体の生活利便性の向上と、快適でにぎわいのある安心で安全な市街地の形成を図ることを目標として、平成18年4月5日（平成28年8月9日 変更）に定められました。（詳細は参考資料をご確認ください。）

6. 勉強会(第1回～第3回)における意見交換の整理について

地区整備計画として規定するもの

- ・小菅住宅の広場についてはこれからも使い続けたいという要望へ対応するものとする。
- ・建築物等の形態、意匠、色彩は、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。

国家公務員宿舎の整備のあり方として明示するもの

- ・施設の配置、形状、高さ等については、事業計画地に隣接する住宅、周辺施設等への日影、電波障害、風害等の影響を考慮すること。
- ・PFI事業の附帯的事業について、保育園、学童保育のほか、商業施設、医療機関の設置を求める地域の声認められる。
- ・万葉公園との連続性のある広場の設置を求める地域の声が認められる。
- ・構内通路は、東京拘置所の保安警備上の観点を踏まえ、将来的に新古川橋と接続することを念頭に配置すること。
- ・緑の保護に関する葛飾区の諸規程を尊重し、東京拘置所地区の自然的資源、歴史的資源の維持・保全及び樹木(特に桜並木)の保存に配慮すること。
- ・上記に掲げる地域の声とPFI事業計画の関係性について、地域住民(小菅一丁目地区地区計画区域内の居住者を含む)に丁寧に説明等を行う場を設けること。

実現に向けて具体的な対応を検討していくもの

- ・構内通路は、東京拘置所の保安警備上の観点を踏まえ、地域の交通利便性等に配慮するものとし、具体的な開放の方法については、国家公務員宿舎の整備の進捗に合わせて検討していく。
- ・葛飾区『浸水対応型市街地構想』を参照し、合同宿舎小菅第2住宅(仮称)が近隣住民の一時避難先としての役割を果たすよう検討していく。

事業計画においては、ご要望の実現が難しいもの

- ・国家公務員宿舎の整備事業として古隅田川に橋を架けることは困難。

地区整備計画の素案(案)とするもの

- ・国家公務員宿舎の敷地に整備する広場(既設の広場を含む)を地区施設(広場4～6号)として提案する。
- ・建築物等の形態、意匠、色彩は一般住宅地区、まちづくり用地地区と同様に提案する。
- ・上記に加え、歴史的資源や自然的資源を保存や、隣接する住宅・周辺施設等への日影、電波障害、風害等の影響に配慮するために必要な規定を盛り込む。

PFI事業者へ提示する内容

項目	提示内容
施設の整備	●施設の配置、形状、高さ等については、事業計画地に隣接する住宅・周辺施設等へ日影、電波障害、風害等の影響に配慮すること。 ●PFI事業の附帯的事業について、保育園、学童保育のほか、商業施設、医療機関を求める地域の声があることに十分に配慮すること。 ●広場等は、万葉公園との連続性等に配慮すること。
交通利便性	●構内通路は、東京拘置所の保安警備上の観点を踏まえ、将来的に新古川橋と接続することを念頭に配置すること。
環境の保全	●緑の保護等に関する葛飾区の諸規程を尊重し、東京拘置所地区の自然的資源、歴史的資源の維持・保全及び樹木(特に桜並木)の保存に配慮すること。
その他	●地域の声とPFI事業計画の関係について、地域住民に丁寧に説明する機会を設けること。

第1回説明会配布資料に一部加筆、修正

東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する第2回説明会

資料1

1. 皆様からのご意見等と国の考え方

関東財務局と法務省では、東京拘置所地区内で老朽化した国家公務員宿舎の建替え・集約に伴い、地域にお住まいの有志の皆様のご協力のもと、勉強会を開催し、土地の利用計画（まちづくり計画）について検討を進めてきました。また、小菅一丁目地区地区計画区域内の関係権利者（土地又は建物の所有者の皆様）を対象として2月13日（木）に行った第1回説明会では、アンケートでいただいたご意見等について国の考え方を説明させていただくとともに、ご出席いただいた皆様からご意見を伺い、国家公務員宿舎の整備のあり方や葛飾区に提案する小菅一丁目地区地区計画の素案（案）について検討しました。

これまでにいただいた皆様からのご意見等及び国の考え方は以下のとおりです。

国家公務員宿舎の整備のあり方について

【ご意見】建築物の色彩等は落ち着いた優しい色調とすべき（派手すぎない建物・人と自然に優しい色調・日本らしい建物・モザイク壁画の採用等）。
⇒小菅一丁目地区地区計画の素案（案）に、「建築物等の形態、意匠、色彩は、周辺環境と調和した落ち着いた色のあるものとする。」と規定しました。建物等は周辺環境との調和が図られる範囲でデザインされます。

【ご意見】PFI事業に係る附帯的事業としては、商業施設、医療機関、保育園・学童等が望ましい。
⇒地域からの要望としてPFI事業者に伝えますが、附帯的事業は収益性や立地の適切性、継続性等を勘案してPFI事業者が提案してくるものであることにご理解をお願いします。
なお、小菅一丁目地区地区計画の素案（案）に、「法令等の規定の範囲内で民間収益施設を設置する場合には、地域社会のニーズに対応するよう努める。」と規定しました。

【ご意見】災害時、国家公務員宿舎が近隣住民の一時避難先の役割を果たすことを期待する。
⇒葛飾区の「浸水対応型市街地構想」を参照し、小菅第2住宅（仮称）が近隣住民の一時避難先としての役割を果たすよう検討します。

【ご意見】構内通路は地域の交通利便性（稲荷門から西綾瀬に抜ける通路・構内通路は行き止まりにしない等）に配慮するものとしてほしい。
⇒構内通路は、東京拘置所の保安警備上の観点から踏まえ、地域の交通利便性等に配慮するものとし、具体的な開放の方法については、国家公務員宿舎の整備の進捗に合わせて検討してまいります。

【ご意見】国家公務員宿舎の敷地と古隅田川の遊歩道とをつなぐ人道橋のようなものを（将来的に）設置できないか。
⇒東京拘置所正門から小菅駅までのアクセスは現状でも良好であり、国家公務員宿舎の整備において別途小菅駅へのアクセスとして古隅田川に橋を架けることは想定していません。
なお、小菅第2住宅（仮称）の整備やPFI事業における附帯的施設の配置など、今後の動向により、様々な観点から改めて検討することはあり得ると考えています。

小菅一丁目地区地区計画の素案（案）について

【ご意見】
・小菅一丁目地区地区計画の素案（案）は勉強会での意見が生かされている。
・東京拘置所地区（宿舎地区）の計画が明確になって良いと考える。
・小菅一丁目地区地区計画の素案（案）のスピーディーな実現に期待します。
・安心、安全を第一に小菅一丁目地区地区計画の素案（案）を実現してほしい。
・引続き、一層明るく健全で開かれた街づくりをお願いします。
・賛同します。同意します。等
⇒小菅一丁目地区地区計画の素案（案）にご理解をいただき、ありがとうございます。

【ご意見】地域に開放された広場の設置（小菅住宅の広場を使い続けたい・雨の日にも利用したい）
⇒小菅住宅の広場（2か所）及び小菅第2住宅（仮称）に設置予定の広場を小菅一丁目地区地区計画の素案（案）の地区施設（広場4号～6号）としました。
なお、広場等に設置する施設に関しては、法令上の制約（例：東屋のように屋根がある休憩場所は建築基準法上の隣棟間延焼の規制対象）があることにご理解をお願いします。

【ご意見】小菅は治安の良いまちであるが、夜歩くと暗い印象を受ける。国家公務員宿舎の照明は、まちの雰囲気にも馴染む程度で、地域の防犯に資する明るさとしてほしい。
⇒国家公務員宿舎の照明は、周辺環境等にも配慮しつつ、防犯上必要とされる明るさとするよう検討します。

【ご意見】東京拘置所地区の自然的資源、歴史的資源を保全してほしい。
⇒小菅一丁目地区地区計画の素案（案）に、東京拘置所地区（宿舎地区）の方針として「緑の保護等に関する葛飾区の諸規程を尊重し、地区内の自然的資源、歴史的資源の維持・保全の保存に配慮する。」を規定しました。

PFI事業について

【ご意見】PFI事業者が提案する案に対し地域住民との意見交換は行われるのか。
⇒地域の声とPFI事業計画の関係性について、地域住民（小菅一丁目地区地区計画区域内の居住者を含む）に丁寧に説明等を行う場を設けることを、PFI事業者に求めることとしています。

【ご意見】附帯的事業における地域からの要望を可能な限りPFI事業に反映させるために、附帯的事業による地域への貢献をPFI事業者の選定に係る評価基準にすべき。
⇒附帯的事業は、収益性や立地の適切性、継続性等を勘案してPFI事業者が提案してくるものであるため、特定の収益事業の実施をPFI事業者を求めることはできませんが、地域への貢献をPFI事業者の選定に係る評価基準とすることについては、十分に検討して参ります。

【ご意見】PFI事業の事業内容が決定する前に、PFI事業者の提案内容を知ることができないか。
⇒PFI事業者の選定段階において、事業者の提案内容をお示しすることはできません。

【ご意見】PFI事業者は良好な行政サービスを継続的に提供できる事業者を選定すべき。
⇒適切な事業者の選定に留意いたします。

東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する第2回説明会

資料2

2. 第1回説明会での質疑応答

地理院地図

GSI Maps

【凡例】

- 東京拘置所地区
- 東京拘置所地区(宿舍地区)
- 広場(4号～6号)
- 構内通路(整備予定)

事業者の提案によりますが、周辺環境を考慮しますと、14階程度になると考えています。

建物の高さは想定とありますが、小菅第2住宅(仮称)の高さは、どうなるのですか？

引き続き、参観の機会を設けることとし、旧庁舎内の小菅の歴史に関する展示についても検討します。

旧管理棟は重要文化財になる予定なので多くの方が見学できるようにしては？

今回の宿舍建設で、どの程度の戸数が増えますか？

法務省宿舍は建替えであり約50戸増加しますが、小菅第2住宅(仮称)は新設するものなので、約450戸増加します。

犬を飼っている方が多いので、犬を自由に遊ばせることができる場所(ドッグラン)をつくってみたいは？

国家公務員宿舍においては、犬や猫などの動物の飼育は認められていないため、ドッグラン等の運営や管理を行うことは困難です。

本事業の内容より、設計業者、建設業者、維持管理をする業者によるグループであることが想定されます。

PFI事業者はどのような会社ですか？

想定では11階建、14階建とありますが、大震災の際の揺れへの対応は？

宿舍を建設する際の耐震性については、法令上の基準に基づいて適切に対応します。

小菅住宅に空室はあるのでしょうか？

小菅住宅は最寄駅から霞が関まで30分程度であり、非常に立地がよく、空室が少ない状況です。

セブンイレブン横の広場は既にできているのに、今後、地区施設に追加するとはどういうこと？

多くの方が利用されているとのことでしたので、その要望に応えられるよう、地区計画に規定するものとして提案します。

東京拘置所

旧管理棟

小菅第2住宅(仮称)

法務省宿舍

広場6号

広場4号

小菅住宅

広場5号

第1回説明会会場

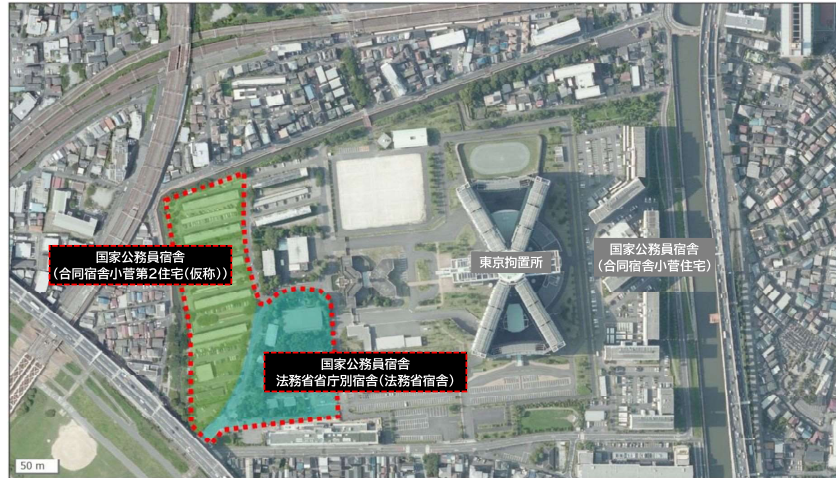
出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>) をもとに関東財務局作成

東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する第2回説明会

資料 3

3. 国家公務員宿舎の整備のあり方

国家公務員宿舎整備計画の範囲



(整備概要)

- ・法務省省庁別宿舎（法務省宿舎）と、合同宿舎小菅第2住宅（仮称）の建設はPFI事業の手法を採用します。
- ・東京拘置所東側にある合同宿舎小菅住宅建設時と同様に、地域開放型の広場等の設置やPFI事業者に事業（収益事業等）を提案させるための敷地（事業提案用地）も確保する予定です。
- ・具体的な整備内容はPFI事業者の提案によりますが、国の想定している建物の要求は以下のとおりです。

《土地の利用計画(案)》

法務省省庁別宿舎(法務省宿舎)… 面積:約12,000㎡
建物(想定):11階建て(1棟) 約360戸 <駐車場:約290台>

合同宿舎小菅第2住宅(仮称) … 面積:約12,000㎡
建物(想定):14階建て(1棟) 約450戸 <駐車場:約120台>

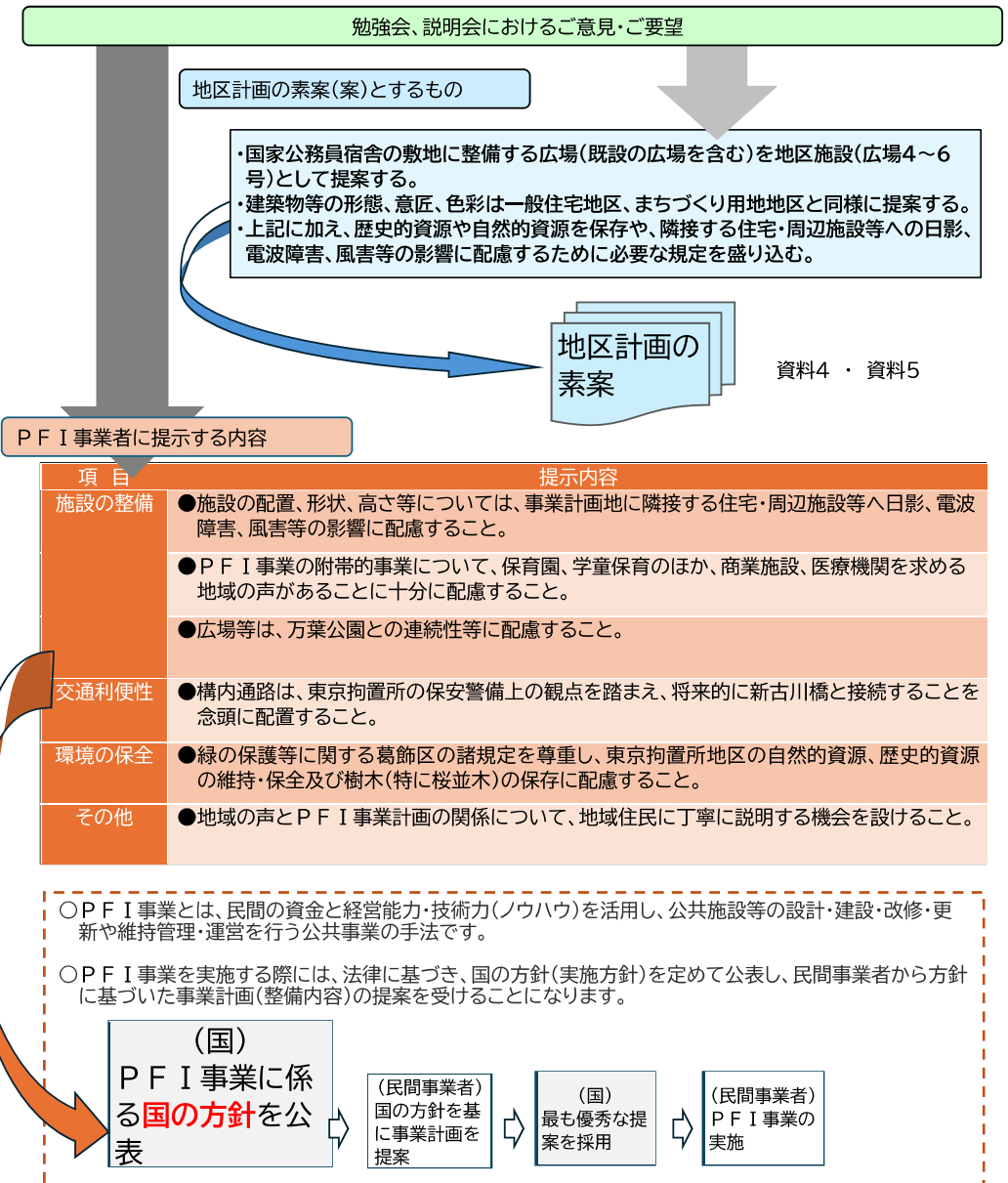
事業提案用地 … 面積:約 2,000㎡

地区施設(広場6号) … 面積:約 2,000㎡

その他、地域に開放する遊び場・広場等… 面積:約 1,800㎡

※上記建物、事業提案用地及びその他、地域に開放する遊び場・広場等の配置は、PFI事業に係る国の実施方針を参考にPFI事業者が提案するものです。

PFI事業に係る国の方針(実施方針)は、地域の皆様のご意見・ご要望を踏まえて策定していきます。



東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する第2回説明会

資料 4

4—1. 葛飾区へ提案する「小菅一丁目地区地区計画の素案(【東京拘置所地区(宿舍地区)】)」について<計画書>

東京都市計画地区計画 小菅一丁目地区地区計画 計画書 素案

※ 赤字(枠)で表記した内容が提案事項です。

名 称	小菅一丁目地区地区計画
位 置	葛飾区小菅一丁目地内
面 積	約 33.0ha
地区計画の目標	本地区は、水戸街道沿いの住宅地として発展してきた歴史を有しており、地区の北半分を占める東京拘置所とも交流を図りながら住宅市街地が形成されてきた。また、東京拘置所の建て替えに伴い新たに確保される用地(以下、「まちづ り用地」と言う。)への関心が高まることになり、葛飾区都市計画マスタープランにおいても、まちづくり用地を有効活用し、小菅地区の周辺まちづくりを推進することが位置づけられている。このため、地域の歴史的資源を生かしたまちをつくることを基本に、まちづくり用地等を活用した道路、広場の都市基盤整備、散策路や親水空間の形成、及び地域住民の交流を促す施設の立地誘導と、建築物等の用途や形態の規制により、地区全体の生活利便性の向上と、快適でにぎわいのある安心で安全な市街地の形成を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	【一般住宅地地区】 1. 定住人口の維持・回復に寄与する中低層住宅の立地を誘導する。 2. 住環境の改善によって、居住水準の向上を図り、居住者の継続居住の確保を目指す。 【まちづくり用地地区】 1. 定住人口の維持・回復に寄与する中層住宅の立地を誘導する。また、商業施設等の生活支援機能の立地誘導を進めることで利便性の向上を図る。 2. 周辺の交通機能と連携した道路や自然環境等の特性を活かしたオープンスペースを確保し、居住環境と防災性の向上を図る。 【東京拘置所地区】 1. 前庭の開放や綾瀬川沿い敷地の整備により、地域全体の交通利便性を向上・快適空間の創出・定住人口の回復への寄与を図る。 2. 綾瀬川沿い敷地の土地利用転換にあたっては、地区周辺も含めた交通利便性の向上を支える道路機能を確保するとともに、綾瀬川に隣接する地域特性を生かし、生活のうまいやゆとりを高める総合的な修景等を行い、親水性の高い空間の創出を図るなど、地域の課題に応えるものとする。 【東京拘置所地区(宿舍地区)】 1. 前庭の開放等により、快適空間の創出・定住人口の回復への寄与を図る。 2. 歴史的資源や自然的資源を保存し、生活のうまいやゆとりを高める総合的な修景等を行い、親水性の高い空間の創出を図るなど、地域の課題に応えるものとする。 3. 自然環境等の特性を活かしたオープンスペースを確保し、地区内及びその周辺の住環境の向上への寄与を図る。 4. 広場を設けるよう努めるとともに、宿舍地区内の歩行者ネットワークに配慮する。
地区施設の整備の方針	生活利便性の向上と、快適でにぎわいのある安全で安心な住宅市街地の形成のため、以下の地区施設を適切に配置し整備する。 1. まちづくり用地を活用するための交通利便性に寄与する道路 2. まちづくり用地周辺を歩行者が安全に散策できる道路 3. まちづくり用地を活用した防災機能を有した広場 4. 既存公共用地を活用した休憩や立ち話ができるまちづくり広場 5. 東京拘置所地区(宿舍地区)内外の住環境の向上に寄与する広場
建築物等の整備の方針	【一般住宅地地区】 快適でにぎわいのある安心して住み続けられる住宅市街地の形成のため、以下の項目を定める。 1. 安心して住み続けられる住宅市街地の形成のため、住環境の悪化が懸念される建築物等の用途の制限を定める。 2. 敷地の分割、細分化により、建物が密集し、街の防災性が低下することを防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3. 日照などの快適な居住環境を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 4. 小菅らしい整った街並みをつくるため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 5. 地震時のブロック塀等の倒壊による危険を小さくするため、垣若しくはさくの構造の制限を定める。 【まちづくり用地地区】 快適でにぎわいのある安心して住み続けられる住宅市街地の形成のため、以下の項目を定める。 1. 安心して住み続けられる住宅市街地の形成のため、住環境の悪化が懸念される建築物等の用途の制限を定める。 2. 敷地の分割、細分化により、建物が密集し、街の防災性が低下することを防ぐため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3. 小菅らしい整った街並みをつくるため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 4. 地震時のブロック塀等の倒壊による危険を小さくするため、垣若しくはさくの構造の制限を定める。 【東京拘置所地区(宿舍地区)】 1. 建築物の周辺への影響を配慮し、壁面の位置の制限を定める。 2. 施設の整備 ・施設の配置、形状、高さ等については、隣接する住宅・周辺施設等への日影、電波障害、風害等の影響に配慮する。 ・法令等の規定の範囲内で民間収益施設を設置する場合には、地域社会のニーズに対応するよう努める。 ・建築物の配置については、宿舍地区内の歩行者ネットワークに配慮する。 3. 小菅らしい整った街並みをつくるため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	【東京拘置所地区(宿舍地区)】 緑の保護等に関する葛飾区の諸規定を尊重し、地区内の自然的資源、歴史的資源の維持・保全に配慮する。

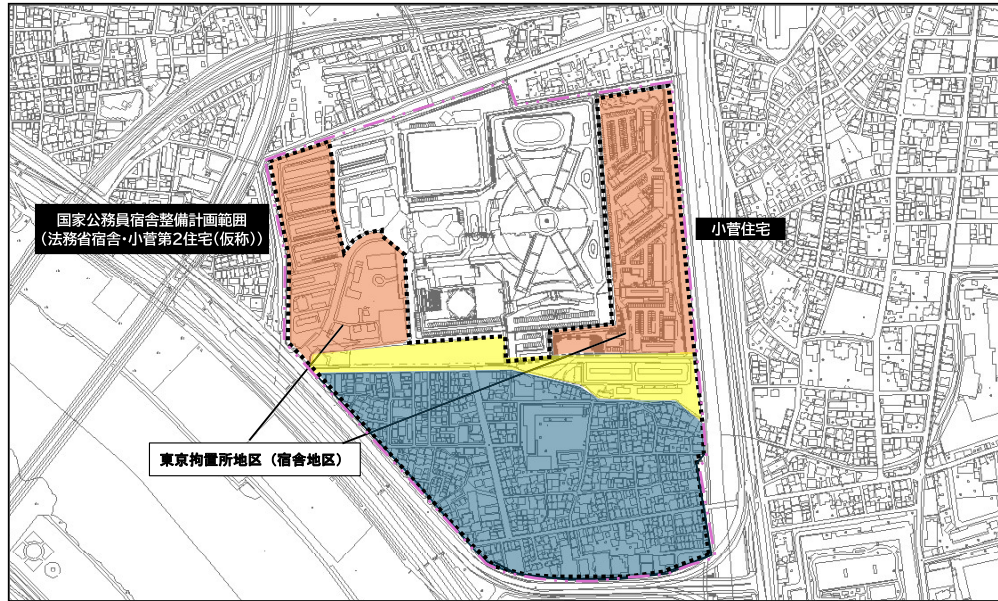
地区施設の配置及び規模	位置	小菅一丁目8番～35番地内			
	面積	約21.2ha			
	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路 1号	12m	約 550m	まちづくり用地内へ拡幅（一部新設）
		区画道路 2号	6m	約 30m	まちづくり用地内で新設
		区画道路 3号	6m	約 50m	まちづくり用地内で新設
		区画道路 4号	6m	約 120m	まちづくり用地内へ拡幅
		区画道路 5号	6m	約 165m	まちづくり用地内へ拡幅
	広 場	名 称	面 積	備 考	
		ポケットパーク	約 45㎡	一般住宅地内で新設	
		広場1号	約 1,000㎡	まちづくり用地内で新設	
		広場2号	約 1,000㎡	まちづくり用地内で新設	
	地区整備計画		広場3号	約 500㎡	まちづくり用地内で新設
		広場4号	約2,600㎡	既設（東京拘置所地区（宿舍地区）内北側）	
		広場5号	約2,700㎡	既設（東京拘置所地区（宿舍地区）内南側）	
		広場6号	約2,000㎡	東京拘置所地区（宿舍地区）内で新設	
地区の区分		名 称	面 積	備 考	
		一般住宅地地区	約11.5ha	まちづくり用地地区	
				約2.5ha	東京拘置所地区（宿舍地区）内北側
建築物等の用途の制限		以下に掲げる建築物については建築してはならない。 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条 第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第 11 項に規定する 特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物。 2. 専用面積が 18㎡未満のワンルーム形式の住戸を有する共同住宅、長屋建の建築物。			-
建築物の敷地面積の最低限度		建築物の敷地面積の最低限度は 66㎡とする。ただし、区長が良好な居住環境を害する恐れがないと認め たものについては、この限りではない。	500㎡とする。ただし、区長が良好な居住環境を害する恐れがないと認め たものについては、この限りではない。	-	
壁面の位置の制限		- 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図2に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。次のいずれかに該当する建築物等はこの限りではない。 (1)歩行者の安全性・快適性を確保するために必要な上屋、ひさし又はこれを支える柱及び手すりその他これらに類する公益上のもの (2)区域の環境向上に貢献する施設で、パーゴラその他これらに類するもの (3)交通の妨げとならない広告物、看板、サインこれらに類するもの			
建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は 12メートルとする。			-
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物等の形態、意匠、色彩は、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。			-
垣又はさくの構造の制限		道路、広場等に面して設ける垣又はさくは、生垣、フェンス若しくは鉄さくとする。ただし、これらの併用は妨げない。なお、倒壊により危険をきたすブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造及びその他これらに類する構造の部分は、0.6メートル以下とする。			-

東京拘置所地区の土地の利用計画(まちづくり計画)に関する第2回説明会

資料 5

4-2. 葛飾区へ提案する「小菅一丁目地区地区計画の素案(【東京拘置所地区(宿舍地区)】)」について<計画図>

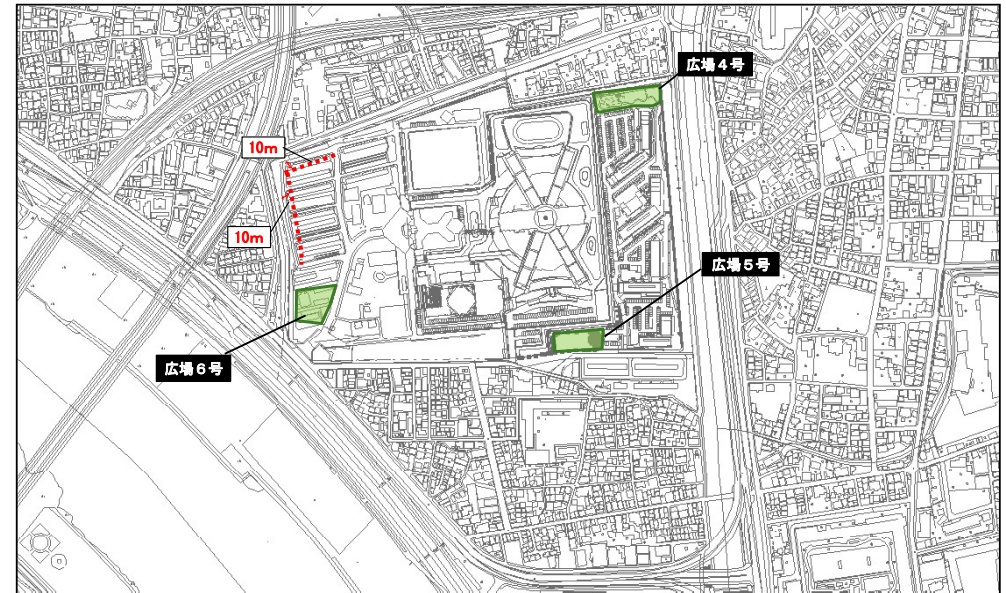
東京都市計画地区計画 小菅一丁目地区地区計画 計画図1 素案



凡 例

	地区計画区域(小菅一丁目地区)		まちづくり用地地区
	地区整備計画区域		東京拘置所地区(宿舍地区)
	一般住宅地区		東京拘置所地区(庁舎地区)※今回対象外

東京都市計画地区計画 小菅一丁目地区地区計画 計画図2 素案

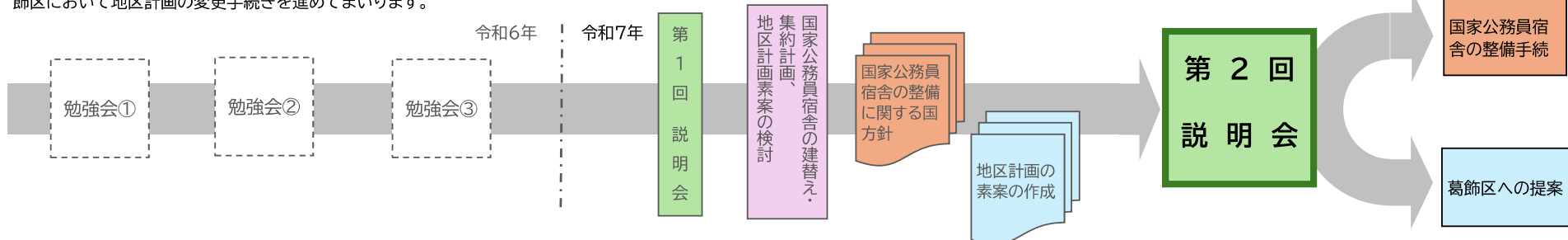


凡 例

- 広場(広場4号 約2,600㎡ / 広場5号 約2,700㎡ / 広場6号 約2,000㎡)
- 壁面の位置の制限(敷地境界線より10m)

5. 第2回説明会後の流れ

本説明会で説明しました「国家公務員宿舎の整備のあり方」については国家公務員宿舎を整備するにあたり、PFI事業者を実施方針等として提示し、「小菅一丁目地区地区計画の素案」については葛飾区に提案することで、以降は葛飾区において地区計画の変更手続きを進めてまいります。



葛飾あらかわ水辺公園再整備事業の進捗について

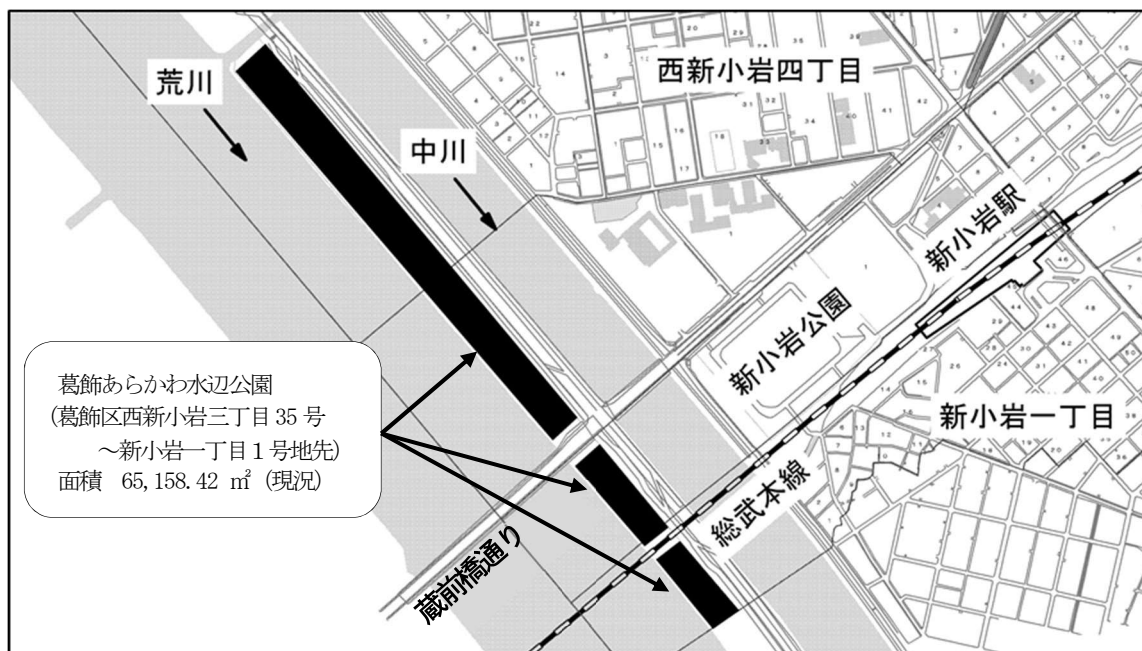
公園課

1 概要

葛飾あらかわ水辺公園再整備事業については、令和4年度から令和5年度にかけてワークショップ及びサウンディング型市場調査を実施するとともに、令和5年12月には、再整備に向けた検討の参考とするため「新小岩 RiverFrontFesta」を開催するなど、検討を進めているところである。

今般、ワークショップやイベント等でいただいた意見や要望などに対する区の考え方を取りまとめたので、今後の進め方とともに報告するものである。

【案内図】



2 ワークショップ等でいただいた意見や要望

資料1のとおり

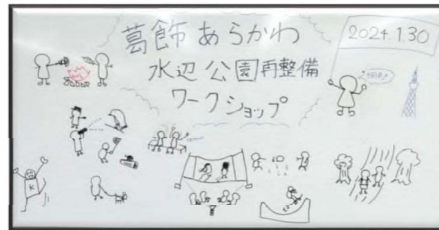
葛飾あらかわ水辺公園 再整備事業 通信 第4号

令和6年3月発行

日頃から、公園事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在葛飾区では、葛飾あらかわ水辺公園の再整備事業として、令和3年度に公園再整備基本構想を策定したのち、基本計画策定に向けて様々な検討を進めております。

第4号の通信では、今年度の第3回ワークショップの開催結果と整備イメージについて報告します。



第3回ワークショップを開催しました！

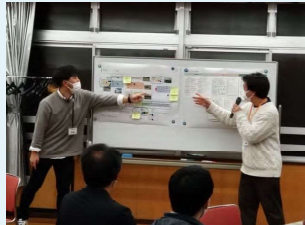
【第3回ワークショップ】

日時：令和6年1月30日(火)
18:30～20:30
場所：新小岩地区センター
人数：19人

第3回では、整備イメージ案について共有し、公園で重視したい機能について話し合いました。
その後、公園で重視したい機能が多いエリアでの利用イメージについて、各グループで意見を出し合い、発表しました。



▲グループワークの様子



▲グループ発表の様子



▲参加者のみなさんと記念撮影

葛飾あらかわ水辺公園再整備事業の今後の進め方

葛飾あらかわ水辺公園再整備事業は令和6年度以降、以下の流れで進めていく予定です。

次年度以降

令和2～3年度	今年度 令和4～5年度	令和6年度(予定)	令和7年度～(予定)
■基本構想	■ワークショップ(令和4年度:3回、令和5年度:3回) →コンセプト等やサウンディング調査を踏まえ、整備イメージをまとめました。 ■イベントチーム →やってみたいことを試してみるイベントを開催しました。 ■サウンディング調査の実施 →民間事業者を対象に本事業への関心や意見を伺いました。	■利用活性化・促進検討 →これまでの検討・調査の結果をもとに、目指したい形を実現できるしくみを構築します。	■基本計画のとりまとめ ■設計 ■工事

第3回ワークショップの結果(まとめ)

葛飾あらかわ水辺公園の再整備にあたってのコンセプト・基本方針・テーマについて共有し、重視したい機能を投票しました。

■コンセプト・基本方針・テーマについて

葛飾あらかわ水辺公園

【コンセプト】

賑わいと自然環境の両立・調和・支え合い



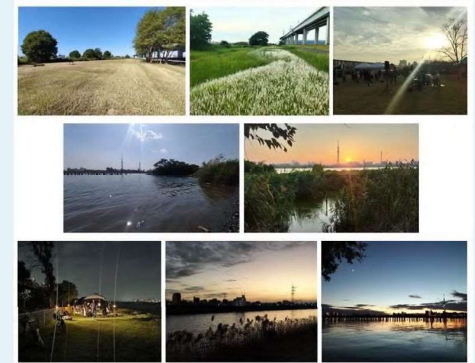
【基本方針】

- 全体の方針
 - 1 公民連携による、持続・循環できるマゾジ×フト
 - 2 足を運びたくなる場、安全・安心な場の提供
 - 3 心に残る、五感を刺激する体験の創出
 - 4 地域のエネルギー・ちからを発揮できる受け皿
- 賑わいの方針
 - 1 広範囲からの利用を想定した集客性：収益性のある空間
 - 2 都市に隣接した自然環境、「はなれ」という立地条件の活用
 - 3 水景や眺望を含めたホスピタリティと非日常感の演出
 - 4 少年・青年・壮年層の居場所となりえるアツティブな仕掛け
- 自然環境の方針
 - 1 遊びながら自然の面白さを知れる・体験できる空間
 - 2 みんなで学び、つくり、育んでいく参加型の自然環境
 - 3 賑わいとのおいまいな境界線、グラデーションのあるエリア設定
 - 4 荒川河川数ならではの生物の生息環境の保全



【テーマ】

新小岩 ワイルド×アイランド



■重視したい機能の投票結果

Aグループ

- 👑 1位(5票) ワンパの保全・育成 🏆 2位(4票) ビオトープ・バーベキュー場
👑 3位(4票) 親水デッキ・キャンプ場・駐車場・管理施設・トイレ

Bグループ

- 👑 1位(4票) バーベキュー場・スケートボードパーク
🏆 2位(3票) 生き物解説板・葛飾あらかわ水辺公園の動線整備

Dグループ

- 👑 1位(3票) ビオトープの整備・生き物解説板
🏆 2位(2票) フットサル・子どもの見守りスペース・渡り鳥の営巣地



昨年の12月16日に行われたイベント、新小岩River Front Festa.の様子を動画にしました。葛飾区公式Youtubeからご覧ください！



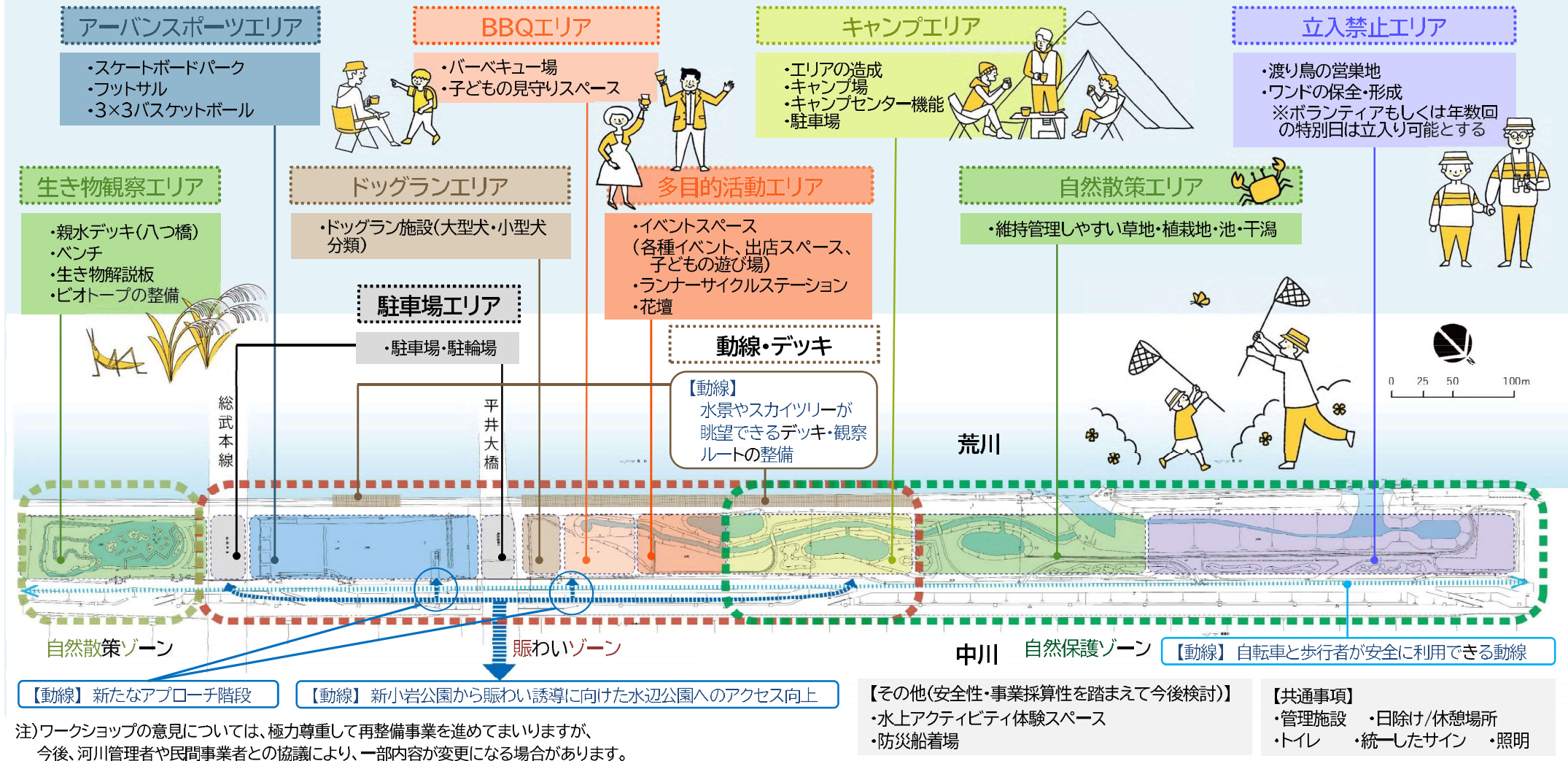
この通信は、葛飾区のホームページにも掲載しています。
「葛飾区公式サイトトップページ」>まちづくり>公園>葛飾あらかわ水辺公園再整備について」からご覧いただけます。



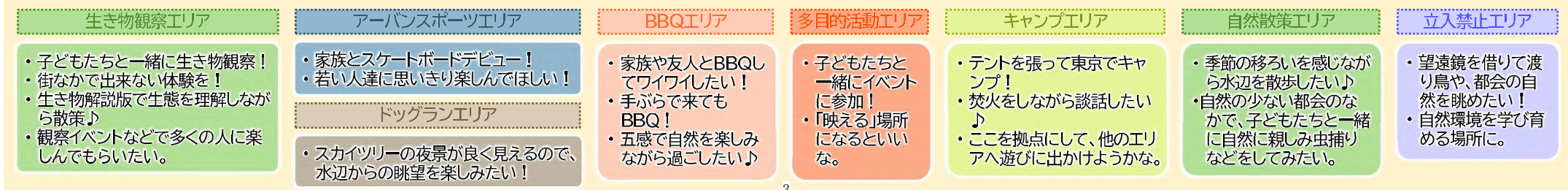
葛飾あらかわ水辺公園 整備イメージ

葛飾あらかわ水辺公園再整備事業 通信 第4号

令和5年度に実施した計3回のワークショップで、参加者の皆さんからいただいた意見をもとに、葛飾あらかわ水辺公園の整備イメージを取りまとめました！



第3回のワークショップでは、公園を「こんな風に利用したいな」、「こんな利用ができればいいな！」という内容(利用イメージ)についても意見をいただきました！



3 ワークショップ等でいただいた意見に対する区の考え方

資料2のとおり

ワークショップでの意見						
	No.	項目	意見・要望	課題	区の考え方	取組の方向性
① 自然散策ゾーン	1-1	親水デッキ（ハフ橋）	1、ハフ橋が老朽化している 2、木や草が生い茂っており、見通しが悪く人が近づけない 3、暗くて怖い	・現況のハフ橋は老朽化しており、早期の改修が必要 ・草（主にヨシ）については、除草しなければすぐに人の背丈まで伸び、見通しが悪い ・親水デッキ付近には、希少種が多く生育しているため、草刈りを慎重に行う必要がある	ハフ橋の改修を早期に実施するとともに、草刈りについては、自然環境団体や専門家のご意見を伺いながら、適切な回数や範囲等を検討してまいります。	◎
	1-2	ベンチ	ベンチを設置してほしい （散策時の休憩場所として、憩える場所として 等）	・河川管理者との協議が必要 ・耐久性のある素材の検討 ・ベンチ利用者の長期占有	日常的に公園を利用していただけるよう老朽化した施設の更新などの環境整備を行ったのち、適正な設置場所を検討してまいります。	△
	1-3	生き物解説板	1、記載内容が現地と合っていない 2、盤面が薄れている	・自然環境団体との協議、調整 ・見て分かりやすい平易な用語や副題を用いるなど、利用者目線に立った設置看板の設置	現況の生き物解説板は、開園当時の記載内容であるため、看板更新の際は現状の公園に合わせた内容に更新します。	◎
	1-4	ビオトープ	1、適切な管理がなされていない 2、この場を使ってもらうなど、持続的な活動の醸成が必要	・河川管理者との協議（占用・掘削行為） ・持続的に管理できるような環境整備	日常的に公園を利用していただけるよう老朽化した施設の更新などの環境整備を行ったのち、ビオトープのあり方について、自然環境団体と意見交換を進めてまいります。	△
② 賑わいゾーン	2-1	アーバンスポーツ ・スケートボードパーク ・フットサルコート ・3X3コート	身近にアーバンスポーツができる場所がないため、近隣への影響が少ない河川敷にあるとよい	・施設の整備や管理に当たっては、公民連携や指定管理者制度などの活用を検討していましたが、サウンディング調査の結果、本公園単独では事業採算が取れないとの意見を頂いている ・荒川将来像計画において、当公園が自然ゾーンに位置付けられていることから、ゾーン変更に関する河川管理者との協議に時間がかかる見込み ・河川占用（舗装や工作物等）に関する河川管理者との協議が必要 ・駐車場・駐輪場の整備が必要 ・新小岩公園に整備予定のアーバンスポーツ施設との役割分担の整理 ・舗装材、フェンスなど諸施設の検討 ・河川区域内であることから、洪水時の施設の撤去方法の検討が必要	民間事業者による管理を見込んでいることから、新小岩公園再整備事業の進捗を見ながら、検討を行ってまいります。	△
	2-2	ドッグラン	集客が望める小型犬・大型犬のエリアを分けたドッグランを整備	・荒川将来像計画との整合や施設の整備に関する河川管理者との協議 ・足洗い場等の水場の整備については、水道管の引き込み工事の費用が高額となる	河川管理者との協議を開始したところであり、他自治体の先行事例を調査するなど整備に向けた検討を進めてまいります。	◎

	No.	項目	意見・要望	課題	区の考え方	取組の方向性
② 賑わいゾーン	2-3	BBQ場の整備	1、自然を感じながらBBQをしたい 2、手ぶらでBBQができるとよい	・荒川将来像計画において、当公園が自然ゾーンに位置付けられていることから、ゾーン変更に関する河川管理者との協議に時間がかかる見込み ・施設の整備、維持管理については、民間事業者による管理を想定しておりますが、現時点で本公園単独では事業採算が難しいとの回答を得ている状況 ・河川占用（舗装や工作物等）に関する河川管理者との協議が必要 ・火気使用による火災への対策 ・洗い場等の水場の整備については、水道管の引き込み工事の費用が高額となる ・駐車場の整備 ・ホームレスの退去（自立支援）に向けた取組が必要 ・河川への転落など安全施設の整備が必要 ・火気の使用について、河川、首都高、JR、蔵前橋通りの各管理者との協議が必要 ・河川区域内であることから、洪水時の施設の撤去方法の検討が必要	民間事業者による管理を見込んでいることから、新小岩公園再整備事業の進捗を見ながら、検討を行ってまいります。	△
	2-4	ランナー・サイクルステーション	ランナー、サイクリストのための休憩所の整備	・シャワー等の設置に必要となる水道管の引き込み工事費が高額 ・国や沿川自治体、関係課との協議、連携が必要 ・河川管理者との協議（占用、荒川将来像計画との調整）	設置目的や必要性について、国や沿川自治体、関係課との調整が必要となるため、中長期的な課題として検討を進めてまいります。	△
	2-5	新たな花壇整備	・花壇のしつらえの検討（簡易的なもの又はイングリッシュガーデン） ・バタフライガーデンづくりの検討（植栽帯、花苗の植栽、維持管理）	・ご要望いただいているような花壇を整備する場合は、花壇への散水に必要となるインフラ（水道）の引き込みの工事費が高額となる ・河川区域内の掘削が必要となるため、河川管理者との協議が必要	当公園では、既に花壇を設置し、葛飾あらかわ花いっぱい事業を実施していることから、新たな花壇整備については、その他の事業の進捗を見ながら検討を進めてまいります。	△
	2-6	キャンプ	・自然を感じながらキャンプをしたい。	・荒川将来像計画において、当公園が自然ゾーンに位置付けられていることから、ゾーン変更の協議に時間がかかる見込み ・施設の整備、維持管理については、民間事業者による管理を想定しておりますが、現時点で本公園単独では事業採算が難しいとの回答を得ている状況 ・河川占用（舗装や工作物等）に関する河川管理者との協議が必要 ・施設の整備、維持管理については、民間事業者による管理を想定しておりますが、現時点で本公園単独では事業採算が難しいとの回答を得ている状況 ・インフラ（水道・電気）の引き込みに関する工事費用が高額 ・ホームレスの退去（自立支援）に向けた取組が必要 ・河川への転落など安全施設の整備が必要 ・駐車場の整備 ・火気の使用について、河川、首都高、JR、蔵前橋通りの各管理者との協議が必要 ・洪水時の退去方法の検討が必要	民間事業者による管理を見込んでいることから、新小岩公園再整備事業の進捗を見ながら、検討を行ってまいります。	△

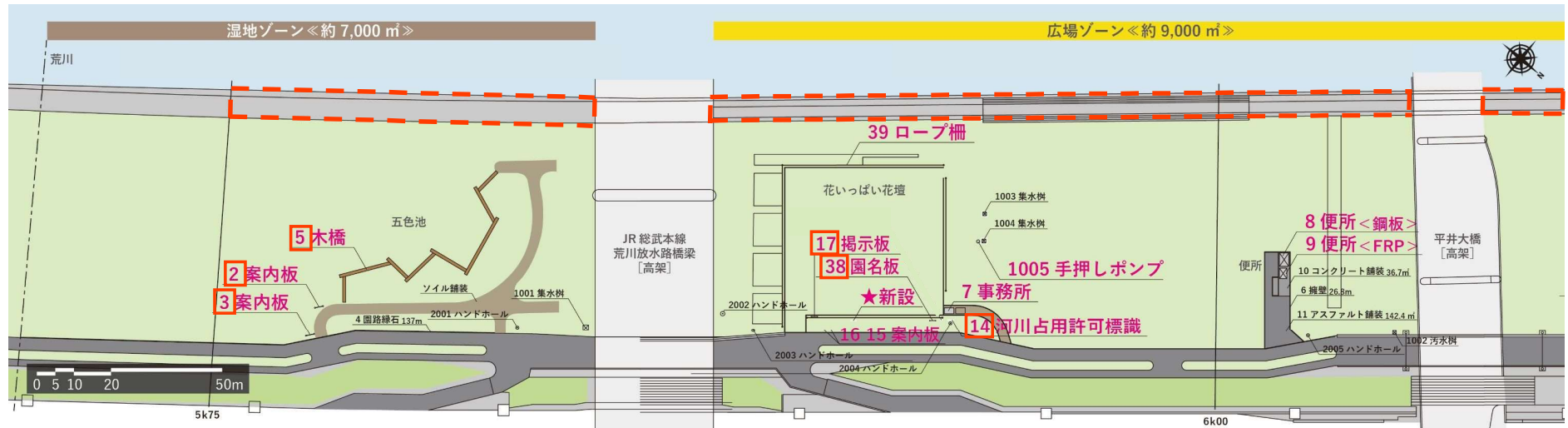
	No.	項目	意見・要望	課題	区の考え方	取組の方向性
③ 自然保護ゾーン	3-1	自然散策エリア 維持管理しやすい草地・ 植栽地・池・干潟	1、生きものの観点では、人工的で劣化した植物群落であり、特に価値が高い場所とは言えない 2、草刈りをすればするほど荒地となり（生物多様性が劣化）、草刈りをしなければ人が近寄れずホームレスにとってのユートピアとなりうる 3、現状では、お金をかけて管理すべき場所であるか疑問 4、一帯に砂利を広く敷いて、絶滅危惧種であるコアシサシの営巣・ねぐらを想定した裸地とし、人とコアシサシのタイムシェアを目指す	・老朽化している木橋の改修 ・草（主にヨシ）については、除草しなければすぐに人の背丈まで伸び、見通しが悪い	木橋の改修を進めるとともに、草刈りについては、自然環境団体や専門家のご意見を伺いながら、適切な回数や範囲等を検討してまいります。	△
	3-2	立ち入り禁止エリア 渡り鳥の営巣地 ワンドの保全・形成				
イベント		イベントの開催	1、イベントができるスペースの整備が必要（草刈り、ホームレス、インフラ整備等） 2、常設でステージなどがあるとよい	・企画、準備、各所調整、資機材搬入出、当日の運営等の担い手の確保 ・エリアプラットフォームの活動場所としての検討 ・イベントができるスペースの整備（草刈り等）を行う ・ホームレスの退去（自立支援）が必要 ・ステージを常設するためには、河川管理者協議が必要 ・ステージを常設させる場合、洪水時の退去方法の検討が必要	ステージなどのイベントスペースの整備や、継続的なイベントの開催に当たっては、新小岩地域のまちづくりと連携しながら検討を進めてまいります。	△
ホームレス		水辺のホームレスの対応	1、ホームレスがいるため、公園に近づけない。 2、子どもを一人で公園に行かせられない。	・継続的な自立の声掛け（河川管理者、西生活課、警察等との協力） ・草木が鬱蒼としており目隠しになっているため、草刈りの実施 ・看板の設置等で再整備事業の順調な進展の周知を図る ・国の管理区域に定住しているホームレスへの対応	関係部署と連携し、ホームレスの自立支援を図りながら、水際まで公園区域の拡張による親水空間の整備に向け、河川管理者と協議を進めてまいります。	△

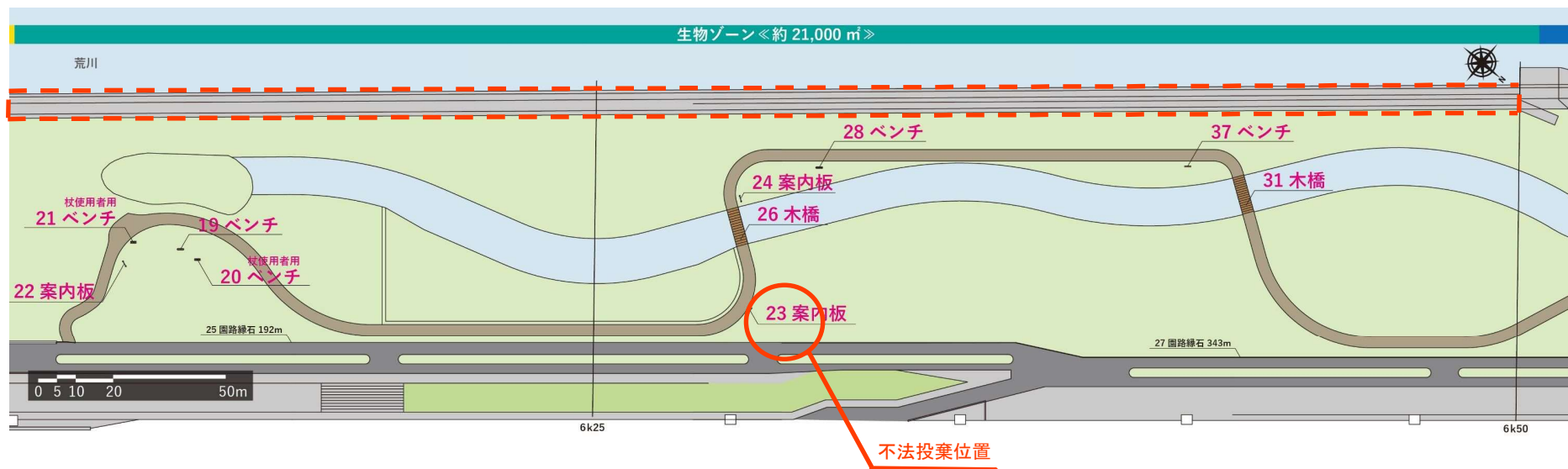
4 今後の進め方

ワークショップやイベントにおける地域の皆様のご意見や、サウンディング型市場調査の結果を踏まえた官民連携事業の可能性、荒川将来像計画における自然ゾーンの位置付けを踏まえ、老朽化した施設の更新など環境改善を進め、利用者に水辺を身近に感じてもらい、日常的にご利用いただけるような空間づくりを進めていく。

第一段階として、資料3のとおり湿地ゾーン及び広場ゾーンにおいて案内看板や自然散策をするための木橋などの施設の修繕のほか、懸案となっている生物ゾーンにおける不法投棄防止対策としての防犯カメラの設置、区民が水辺に親しみが持てるように、公園区域の拡大について引き続き河川管理者と調整を進めていく。

葛飾あらかわ水辺公園 施設更新





※防犯カメラの増設を行い、不法投棄の抑止を行う。

令和 7 年度職員異動名簿

(令和 7 年 4 月 1 日付)

環 境 部

令和7年度環境部職員異動名簿

令和7年4月1日現在

(部長級)

新 任 職	職種	氏 名	前 任 職	備考
環境部長	事務	木下 雅彦	環境部参事(環境課長事務取扱)	

(課長級)

新 任 職	職種	氏 名	前 任 職	備考
環境課長	事務	山岸 健司	福祉部障害者施設課長	
みどりと花のフェア担当課長	事務	新谷 敬正	子育て支援部子ども・子育て計画担当課長	

令和 7 年度組織及び事務分掌一覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

環 境 部

令和7年度環境部組織及び事務分掌一覧

(令和7年4月1日現在)

環 境 部 長 木 下 雅 彦 (内線3500)	環 境 課 長 〔統括課長〕 山 岸 健 司 (内線3501)	環境計画係長 長谷川 容美 (内線3502)	環境基本計画の推進に関すること、環境保全の啓発事業の推進に関すること、地球温暖化対策実行計画の推進に関すること、温暖化防止機器の助成事業等に関すること、地球温暖化対策地域協議会に関すること、エネルギーの使用の合理化に関すること、再生可能エネルギーの利用の推進に関すること、部事務事業の計画、調整及び進行管理に関すること、環境審議会に関すること、部課内庶務その他の課及び係に属しないこと
		環境担当係長 村上 友樹 (内線3502)	
		自然環境係長 松丸 裕 (内線3522)	生物多様性に関する取組の推進及び関係機関との連絡調整に関すること、河川浄化対策に関すること
		公害対策相談係長 森根 大樹 (内線3527)	公害の相談及び指導に関すること、工場の認可、立地に係る届出、調査及び騒音等の指導に関すること、指定作業場の届出、調査及び騒音等の指導に関すること、特定施設の届出に関すること、特定建設作業の規制及び届出に関すること、指定建設作業の規制に関すること、土壌汚染及び化学物質対策に関すること、地下水の揚水規制に関すること、大気汚染、水質、交通騒音及び交通振動の調査に関すること、環境影響評価に関すること、深夜営業、飲食店等の騒音等の指導に関すること、解体工事等に伴うアスベスト飛散防止対策に関すること、空間放射線量の測定に関すること、健康部に属しない放射線対策に関すること
		環境担当係長 粕谷 綾子 (内線3527)	
		緑と花のまち推進係長 〔課長補佐〕 早坂 幸一郎 (内線3505)	
		みどりと花のフェア担当課長 新谷 敬正 (内線3781)	民間緑化事業の推進に関すること、緑化の指導及び啓発に関すること、あき地の管理の適正化に関すること
		みどりと花のフェア担当係長 小川 亮 (内線3783)	全国みどりと花のフェアかつしか及び全国「みどりの愛護」のつどいの開催に関すること
		みどりと花のフェア担当係長 館山 佑介 (内線3785)	
	リサイクル 清掃課長 柿澤 幹夫 (内線3491)	計画調整係長 北 淑紀 (内線3492)	リサイクル及び清掃行政の企画及び調整に関すること、清掃事務所との連絡調整に関すること、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会その他関係機関との連絡調整に関すること、作業計画に関すること、清掃車両に関すること、廃棄物の排出指導に関すること、一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画の策定及び推進に関すること、ごみ量の推計及び排出実態調査に関すること、リサイクル清掃審議会に関すること、課内庶務その他の係に属しないこと
		ごみ減量推進係長 〔課長補佐〕 栗原 千絵子 (内線3495)	ごみ減量並びにリサイクルの普及啓発及び推進に関すること、かつしかエコライフプラザに関すること
	清掃事務所長 久保 克彦 (内線2939)	管理係長 大田 聖家 (内線2938)	所の文書管理に関すること、所の予算・決算及び会計に関すること、所の経理に関すること、清掃協力会に関すること、所内庶務その他他の係に属しないこと
		作業係長 〔課長補佐〕 小峯 淳也 (内線2931)	廃棄物の収集及び運搬に関すること、廃棄物排出量の算定に関すること、廃棄物処理手数料等に関すること、廃棄物の排出指導に関すること、収集及び運搬に係る作業統計に関すること、作業用庁用自動車の管理及び修理に関すること、自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること、拠点回収に関すること、資源・ごみ集積所に関すること、し尿の収集に関すること、その他清掃作業の実施に関すること
		事業調整係長 関戸 順 (内線2931)	資源の持ち去り対策に関すること、事業系一般廃棄物の適正処理の推進に関すること、一般廃棄物処理業等の許可に関すること、一般廃棄物処理業許可手数料等に関すること、浄化槽に関すること、廃棄物処理手数料等に関すること、廃棄物の排出指導に関すること、集団回収に関すること、粗大ごみの中継作業に関すること

令和 7 年度職員異動名簿

(令和 7 年 4 月 1 日付)

都 市 整 備 部

令和7年度都市整備部職員異動名簿

令和7年4月1日現在

(課長級)

新 任 職	職種	氏 名	前 任 職	備 考
高砂・鉄道立体担当課長	技術	桂 洋 介	危機管理課長	
密集地域整備担当課長	技術	高 橋 正 敏	道路建設課長	
住環境整備課長	技術	中 村 太 一	建築課・係長	
道路建設課長	技術	船 曳 健 太	道路建設課・係長	

令和7年度都市整備部組織及び事務分掌一覧

(令和7年4月1日現在)

都市整備部

令和7年度都市整備部組織及び事務分掌一覧

(令和7年4月1日現在)

都市整備部長 吉田 眞 (内線3400)	調整課長 [統括課長]生井沢 良範 (内線3401)	事務係長 [課長補佐]関口 稔 (内線3402)	社会資本整備総合交付金システムの総合調整、部課内庶務
		事業調整担当係長 近藤 潤一 (内線2582)	部事務事業に係る部内及び他の部との調整、部事務事業に係る関係機関との連絡調整、部の事業計画及び進行管理、土木の技術管理
		調整担当係長 鴻巣 伸雄 (内線2582)	部事務事業に係る部内及び他の部との調整、部事務事業に係る関係機関との連絡調整、部の事業計画及び進行管理、土木の技術管理
		事業調整担当係長 六嘉 将幸 (内線2503)	水防、雨水流出抑制計画の指導、河川・治水対策
	かわまちづくり担当課長 兼務調整課長 (内線2561)	かわまちづくり担当係長 川島 裕一朗 (内線2562)	かわまちづくり事業の推進・関係機関との調整、河川空間の利活用の推進
	交通政策課長 古関 伸介 (内線3801)	交通計画係長 [課長補佐]山下 将史 (内線3407)	交通計画の立案及び関係機関との連絡調整、交通政策に係る技術管理、課内庶務
		交通政策担当係長 北間 亘 (内線2551)	
	新金線旅客化担当課長 野刈 広介 (内線2541)	新金線旅客化担当係長 [課長補佐]菅谷 由美子 (内線)3517 [主 査]植前 和久 (内線)2552	新金線の旅客化
	交通安全対策担当課長 岡原 大樹 (内線3511)	交通安全対策係長 前澤 拓 (内線2514) [主 査]松本 寛展 (内線3513)	交通安全対策、自転車の活用推進、自転車の安全利用、自転車駐車場の整備に係る調整、自転車駐車場・自転車置場・自転車保管場所の管理、民営自転車等駐車場の整備に係る助成、路上の放置自転車等の対策、駐車場整備計画、公共駐車場の設置・管理、駐車場の整備に係る助成、路外駐車場の届出、違法駐車等の対策
		交通政策担当係長 永嶋 英行 (内線3513)	
交通政策担当部長 今井 直紀 (内線3410)	都市計画課長 川崎 庸二 (内線2501)	事務係長 川岸 大 (内線2507)	課内庶務
		都市計画係長 土田 信洋 [主 査]篠田 大輔 (内線3406)	建築審査会、都市計画審議会、都市計画に係る許可・届出等、国土利用計画、区画整理等の開発に係る認可、公有地の拡大の推進
		街づくり計画担当係長 石塚 隆 [主 査]山本 隼 (内線2516)	都市計画の基本方針、道路・公園等の全体の方針、都市景観の基本方針、水辺の全体方針、葛飾区区民参加による街づくり推進条例に基づく手続、都市復興
		都市計画担当係長 中島 哲夫 (内線2504)	都市計画の基本方針、道路・公園等の全体の方針、都市景観の基本方針、葛飾区区民参加による街づくり推進条例に基づく手続
都市施設担当部長 忠 宏彰 (内線3480)	街づくり推進担当課長 飛島 朝子 (内線3431)	地域街づくり担当係長 廣瀬 健 [主 査]松本 隆 (内線3408)	市街地整備の企画及び調整、都市再生整備計画、街づくりの啓発及び街づくり組織の支援、街づくり事業の調査及び計画、街づくり事業及び密集地域整備事業に係る技術管理
	新小岩街づくり担当課長 青木 克史 (内線3451)	新小岩街づくり担当係長 [課長補佐]田盛 和章 (内線3452)	新小岩駅周辺街づくり事業の調査及び計画、新小岩駅周辺街づくりの啓発及び街づくり組織の支援
街づくり担当部長 和田 慎司 (内線3490)	金町街づくり担当課長 沖山 観介 (内線3471)	市街地開発担当係長 櫻井 晃一 (内線3455)	市街地整備の企画及び事業推進、市街地整備に係る街づくりの啓発及び街づくり組織の支援
		金町街づくり担当係長 川合 紀寿 (内線3422)	金町駅周辺街づくり事業の調査及び計画、金町駅周辺街づくりの啓発及び街づくり組織の支援
	立石駅北街づくり担当課長 岡部 毓明 (内線3411)	立石鉄道立体担当係長 高橋 学 [主 査]川上 恭平 (内線3403)	京成押上線の鉄道立体事業の促進
		立石駅周辺地区街づくり事務所長 [課長補佐]反町 亘彦 (内線2509)	立石駅北口地区街づくり事業の調査及び計画、立石駅北口地区街づくりの啓発及び街づくり組織の支援
	立石駅南街づくり担当課長 大塚 智秀 (内線3391)	立石駅南街づくり担当係長 佐藤 正敏 (内線2940)	立石駅南口地区街づくり事業の調査及び計画、立石駅南口地区街づくりの啓発及び街づくり組織の支援

高砂・鉄道立体担当課長 桂 洋介 (内線3531)	高砂地域整備担当係長 [課長補佐] 鈴木 勝之 (内線3413)	高砂駅周辺街づくり事業の調査及び計画、高砂駅周辺街づくりの啓発及び街づくり組織の支援
	高砂鉄道立体担当係長 井下 将大 (内線3414)	高砂駅付近の鉄道立体化の推進
密集地域整備担当課長 高橋 正敏 (内線3481)	密集地域整備第一係長 吉田 俊彦 (内線3485)	住宅密集地域における地区計画、密集住宅市街地整備事業、住宅密集地域における市街地の整備、沿道まちづくり事業、その他防災都市づくり事業
	密集地域整備第二係長 鈴木 裕也 (内線3482)	住宅密集地域における地区計画、密集住宅市街地整備事業、住宅密集地域における市街地の整備、沿道まちづくり事業、その他防災都市づくり事業
	密集地域整備第三係長 鈴木 浩和 (内線3483)	住宅密集地域における地区計画、密集住宅市街地整備事業、住宅密集地域における市街地の整備、沿道まちづくり事業、その他防災都市づくり事業
住環境整備課長 中村 太一 (内線3441)	企画管理係長 鳥井 敦史 (内線3442)	住宅政策の推進、住宅基本計画、分譲マンションに係る維持管理・建替えの相談、分譲マンションの適正管理の推進等、空き家の相談、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置・空家等対策計画、空き家の有効活用、公共住宅の建設に係る協議・調整、建築紛争調整、課内庶務
	住宅運営指導係長 室井 沙緒里 (内線3443)	区営住宅、区民住宅、コミュニティ住宅、高齢者及び障害者向け住宅の整備、高齢者及び障害者の住宅支援事業、区営住宅・区民住宅・コミュニティ住宅に係る使用料等の徴収・滞納整理、都営住宅等の入居者募集、都営住宅の区移管、住宅用家屋証明、葛飾区居住支援協議会
	開発指導係長 桐生 博也 (内線3563)	開発行為等、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可等、道路位置の指定等、優良宅地の認定、既存道路の調査、特定施設に係る高齢者・障害者等に配慮した施設整備の推進、私道整備の助成、私道排水設備の助成、水洗便所の助成、集合住宅等の建築指導及び優良認定
	細街路整備係長 森田 浩義 (内線3564)	建築物の建替え等に伴う細街路の拡幅整備及び用地処理、細街路の拡幅整備及び宅地開発に係る技術管理
建築課長 秋元 高志 (内線3541)	事務係長 板屋 直樹 (内線3558)	建築に関する各種申請等の受付・住宅用家屋証明を除く諸証明の発行、建築計画概要書の閲覧、住居表示、町区域の変更、建築行政共有データベースシステムの運用管理、指定確認検査機関からの報告、課内庶務
	計画指導係長 [課長補佐] 作村 和規 (内線3544)	建築技術に係る計画・調整、建築の技術管理、建築許可・違反建築処分の公聴会、建築物防音対策、違反建築物等の是正指導・措置、建築物の調査・報告・指導
	審査係長 野口 大輔 [主 査] 宮本 純一 (内線3547)	建築確認、建築許可申請等の審査・検査・指導、建築物に関する認定・届出等の審査・指導、長期優良住宅の認定、建築相談
	構造設備係長 山本 照哲 (内線3555)	建築確認、建築許可申請等の建築物の構造の審査・検査・指導、特殊な構造方法を用いる建築物、建築工事に係る危害防止、特定建築物等の報告・指導、建築確認・建築許可申請等の建築設備の審査・報告・検査・指導、建築物に関する認定・届出等の建築設備の審査・指導、都市の低炭素化住宅の認定、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定・適合判定等
	建築安全係長 貝瀬 ひと美 [主 査] 池原 星吾 (内線3553)	耐震事業の進行管理、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく受付・指導、建築物の耐震化、建築物の液状化対策、ブロック塀等の安全対策、アスベスト対策
	建築担当係長 小松崎 利克 (内線3544)	違反建築物等の是正指導・措置、建築物の調査・報告・指導
	建築担当係長 澤田 庄平 (内線3552)	耐震事業の進行管理、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく受付・指導、建築物の耐震化、建築物の液状化対策、ブロック塀等の安全対策、アスベスト対策
	建築担当係長 中井 一朗 (内線3557)	建築技術に係る計画・調整、建築の技術管理、建築許可・違反建築処分の公聴会、建築物防音対策、違反建築物等の是正指導・措置、建築物の調査・報告・指導
道路管理課長 角谷 武是 (内線2511)	管理係長 [課長補佐] 狩野 貴人 (内線2525)	道路・公共溝渠等の管理、車両制限、道路等の認定及び改廃、法定外公共物等の調査及び譲与、民有道路敷等の用地処理(細街路整備に係るものを除く)、道路等の用地の寄附受領等、道路等の証明等、道路情報、課内庶務
	占用監察係長 [課長補佐] 岩田 素一 (内線2512)	道路・公共溝渠等の占用及び使用の許可、道路管理システム、道路工事調整協議会、屋外広告物の許可及び取締り、道路掘削工事等の調整指導、自費工事の承認、沿道掘削の指導、道路・公共溝渠等の不法占用及び不法使用の処理
	測量係長 鈴木 健一 (内線2517)	道路台帳の調製及び保管、道路又はこれに準ずる区有地の境界確認、地籍調査事業、測量標等の設置及び管理、道路工事に伴う事業施行区域の指導、沿道工事に伴う道路区域等の指導、地理情報システム、道路管理等の技術管理
	道路管理担当係長 [課長補佐] 原沢 健 (内線2525)	道路管理等全般
	道路管理担当係長 中村 浩 (内線2515)	道路管理等全般

道路建設課長 船曳 健太 (内線2571)	事業推進係長 [課長補佐]水谷 直基 [主 査]石鍋 一晴 (内線2572)	都市計画道路等の事業計画及び進行管理、電線類の地中化に係る事業計画、都市計画道路等の事業認可・国庫補助金、都市計画道路等に係る用地の調査、課内庶務
	工事係長 高木 知英 [主 査]鍋木 悠平 (内線2574)	都市計画道路等の設計及び工事の施行、電線類の地中化工事の設計・施行、都市計画道路事業等に係る技術管理
	用地第一係長 並木 好夫 [主 査]古澤 洋平 (内線2174)	都市計画事業用地等の評価及び物件の補償、都市計画事業用地の取得、市街地整備用地等の取得、土地収用法に基づく収用、土地の収用に係る関係機関との連絡調整
	用地第二係長 大南 孝二 (内線2175)	都市計画事業用地等の評価及び物件の補償、都市計画事業用地の取得、市街地整備用地等の取得、土地収用法に基づく収用、土地の収用に係る関係機関との連絡調整
	用地第三係長 森川 勝 (内線2176)	都市計画事業用地等の評価及び物件の補償、都市計画事業用地の取得、市街地整備用地等の取得、土地収用法に基づく収用、土地の収用に係る関係機関との連絡調整
道路補修課長 山口 宣之 (内線2968)	工務係長 [課長補佐]小林 昭彦 (内線2981)	道路・橋梁・公共溝渠及び公衆便所等の維持管理業務の計画及び進行管理、道路保全事務所との連絡調整、関係機関との調整、道路・公共溝渠等の新設改良工事等の計画及び進行管理、道路・公共溝渠等の調査及び修繕改修計画の策定、道路・橋梁等の維持管理に係る技術管理、課内庶務
	道路照明係長 飯森 貴康 (内線2983)	街路灯の修繕改修工事の設計及び施行、街路灯の維持管理に係る業務委託、私道防犯灯に係る助成・調整・協議
	工事第一係長 中野 泰行 (内線2578)	道路・公共溝渠等の修繕改修工事の設計及び施行、道路・公共溝渠等の新設改良工事等の設計及び施行、受託復旧工事の設計及び施行、交通安全施設設置工事の設計及び施行、歩道勾配改善事業
	工事第二係長 平尾 靖 (内線2979)	道路・公共溝渠等の修繕改修工事の設計及び施行、道路・公共溝渠等の新設改良工事等の設計及び施行、受託復旧工事の設計及び施行、交通安全施設設置工事の設計及び施行、歩道勾配改善事業
	橋梁係長 橋本 雅俊 (内線2577)	橋梁の架け替え・新設・改修等の事業計画及び進行管理、橋梁の架け替え・新設・改修等の工事の設計及び施行
	街路樹係長 中村 隆治 (内線2969)	街路樹の維持管理計画・維持管理工事の設計・施行、街路樹の維持管理に係る業務委託、自然再生区域の植物の管理
	道路保全事務所長 [課長補佐]海老澤 智 [主 査]吉野 剛 (内線2976)	区内道路施設等の維持補修等、水防作業等
公園課長 大谷 幸平 (内線2988)	工務係長 大木 寛之 [主 査]大和田 佳幸 (内線2943)	公園・児童遊園・管理河川・排水場の計画・調整・進行管理、公園・児童遊園等事業の国庫補助金等、公園管理所との連絡調整、宅地開発に伴う公園整備、公園、児童遊園等事業に係る技術管理、課内庶務
	建設係長 平澤 直宏 [主 査]大石 豊 (内線2977)	公園・児童遊園・管理河川の新設改良工事の設計及び施行、排水場施設の撤去工事の設計及び施行、新設改良工事・撤去工事に伴う関係機関・区民との調整
	施設再生係長 富樫 昇 (内線2944)	公園・児童遊園・管理河川・排水場の維持更新工事の設計及び施行、維持更新工事に伴う関係機関・区民との調整
	管理運営係長 [課長補佐]竹内 浩真 (内線2982)	公園・児童遊園・金魚展示場の管理運営、管理河川・排水場の管理、公園・児童遊園・管理河川・排水場の占用・使用、静観亭、民間遊び場
	公園担当係長 [課長補佐]佐々木 勝啓 (内線2952)	全国みどりと花フェアかつしかに関する公園・児童遊園の維持更新工事の設計及び施行、維持更新工事に伴う関係機関・区民との調整、管理河川の維持更新工事の設計及び施行
	公園管理所長 中川 貴司 (内線2995)	公園施設の維持管理、水防作業等
	公園管理担当係長 中川 智之 (内線2995)	公園管理等全般